

大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む 人権尊重社会づくり推進条例

2008（平成20）年12月19日

大分県条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 人権尊重施策の実施（第7条—第12条）

第3章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会（第13条・第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

人権は、全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。全ての人は、様々な個性をもった存在として皆同じように大切な人権を有しているものであり、これを侵害することは決して許されるものではない。

しかしながら、今日なお、部落差別をはじめ、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在する中で、さらにこれが、情報化の進展などの社会情勢の変化により複雑多様化し、私たちの解決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民全ての願いである。

ここに、私たち大分県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の人権尊重を目的とした法律等の理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もって全ての人

の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、全ての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、全ての人が部落差別、障がい者に対する差別、本邦外出身者に対する差別、感染症の患者等に対する差別その他のあらゆる不当な差別（以下「部落差別等あらゆる不当な差別」という。）及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びに全ての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民(県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。)、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協働)

第6条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

第2章 人権尊重施策の実施

(人権尊重施策基本方針)

第7条 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針
- (2) 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針
- (3) 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項

3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適

切な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。
(差別をなくす運動月間及び人権週間)

第8条 部落差別等あらゆる不当な差別の解消の取組を進めるために部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間（以下「差別をなくす運動月間」という。）を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。

- 2 差別をなくす運動月間は8月1日から同月31日までとし、人権週間は12月4日から同月10日までとする。
- 3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うものとする。
- 4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

(顕彰)

第9条 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。

- 2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。
(事業者を支援する施策)

第10条 知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

(調査研究)

第11条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識及び部落差別等あらゆる不当な差別に関する実態の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告等)

第12条 知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会

(大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

第13条 次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 第7条第1項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。
- (2) 第9条第2項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

(組織及び任期)

第 14 条 審議会は、知事が任命する委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている大分県人権施策基本計画は、第 7 条第 1 項の規定により策定された人権尊重施策基本方針とみなす。

3 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 9 月 10 日までとする。

附 則 (令和 4 年条例第 12 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む 人権尊重社会づくり推進条例施行規則

平成21年3月31日公布

大分県規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例(平成20年大分県条例第49号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(令4規則7・一部改正)

(大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

第2条 条例第13条に規定する大分県人権尊重社会づくり推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、人権問題に關し知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 6 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(小委員会)

第3条 審議会に、専門の事項を審議するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 小委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員長は、小委員会の事務を掌理する。
- 6 委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 7 前条第6項及び第7項の規定は、小委員会の議事について準用する。

(会長への委任)

第4条 審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**大分県人権尊重施策基本方針
実施計画
(令和7年度～令和10年度)**

大分県

大分県人権尊重施策基本方針実施計画 目次

第1章 基本的な考え方

1	実施計画の位置付け	1
2	基本理念	1
3	進捗管理	1
4	計画の期間	1
5	施策体系図	1

第2章 人権尊重施策の総合的な推進

1	人権啓発・教育の推進	2
	人権啓発	2
	人権教育	4
2	相談・支援・権利擁護の推進	5

第3章 様々な分野における人権行政の推進

1	課題横断的な人権問題 (インターネット上の人権侵害やA I をめぐる人権侵害リスク)	6
2	部落差別問題	7
3	女性の人権問題	8
4	こどもの人権問題	9
5	高齢者の人権問題	11
6	障がい者の人権問題	13
7	外国人の人権問題	15
8	医療をめぐる人権問題	16
9	性的少数者の人権問題	17
10	犯罪被害者やその家族の人権問題	18
11	様々な人権問題	19
	(1) プライバシー権の保護	19
	(2) 働く人の人権問題	19
	目標指標一覧	20

第1章 基本的な考え方

1 実施計画の位置付け

この計画は、「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」（以下「人権条例」という。）に基づき、2025（令和7）年に改定した「大分県人権尊重施策基本方針」（以下「基本方針」という。）の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものです。

2 基本理念

実施計画の推進により、人権条例に掲げる3つの基本理念の実現をめざしていきます。

- (1) 自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会
- (2) 差別や不合理な較差の解消に取り組む社会
- (3) 多様な価値観と生き方を認め合う社会

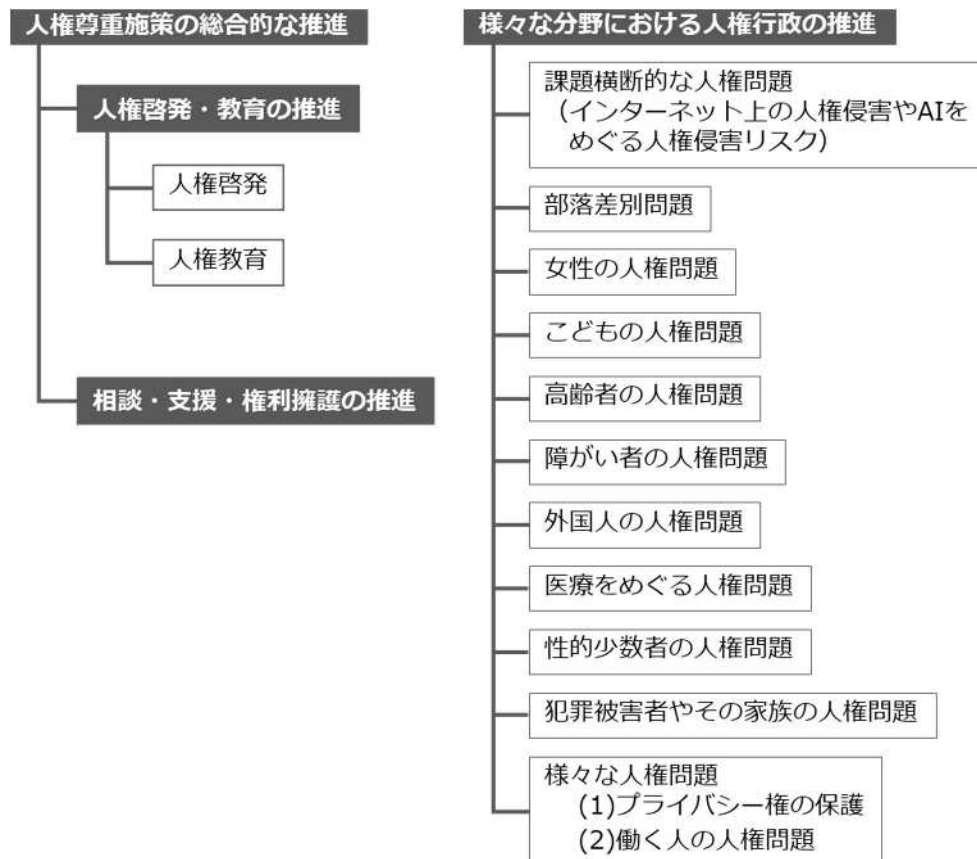
3 進捗管理

- ・ 実施計画の進捗状況を確認するため、人権施策ごとに目標指標を設定し、単年度ごとに管理します。
- ・ 実施計画は必要に応じて見直しを行います。

4 計画の期間

この計画の実施期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

5 施策体系図



第2章 人権尊重施策の総合的な推進

1 人権啓発・教育の推進

人権啓発

【めざす姿】

県民一人ひとりが自分の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、配慮できている。

県民一人ひとりが様々な人権問題を自分ごととしてとらえ、差別の解消へ向けて主体的に行動している。

【主な取組】

(1) あらゆる場における啓発の推進

① あらゆる場における啓発の推進

家庭や学校、地域社会、企業など、あらゆる場において幅広く啓発活動を推進します。啓発にあたっては、様々な人権問題を自分ごととして考え、行動に移していけるよう、効果的な人権啓発を推進します。

② 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権啓発の推進

〈行政職員の人権研修の推進〉

県職員については、階層別研修や各部局単位での研修を幅広く実施します。また、市町村職員については、研修充実の取組を支援します。

〈教職員等の人権研修の推進〉

教職員が人権感覚を養い、人権問題を自らの課題として捉え、理解と認識を深めながら、幼児児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。

〈警察・消防職員の人権研修の推進〉

人権を尊重した警察・消防活動を推進するため、人権研修を通じて、職員の人権意識の向上に努めます。

〈医療、福祉関係者等に対する人権啓発の推進〉

医療、福祉関係者やその関係団体等に対して、人権に対する正しい理解と意識の向上が図られるよう、研修実施等の取組を要請していきます。

(2) 推進環境の整備

人権啓発講師や人権問題講師など人材の育成・活用や、人権尊重社会づくりに取り組む NPO 等の活動支援に取り組めます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	
企業・団体が行う人権啓発研修への講師等派遣件数（件）	147	153	156	159	162	
県職員人権尊重施策推進員研修受講率（%）	100	100	100	100	100	
人権教育に関する教職員研修を実施した学校の割合（%）	99.3	100	100	100	100	
大分県人権啓発講師登録者数（人）	73	71	71	71	71	

人権教育

【めざす姿】

一人ひとりが自分の人権とともに他者の人権を守ろうとする意識・意欲を持ち、多様な人権課題の解決に向けた実践・行動ができる。

人権尊重の理念を十分に理解した指導者を育成し、その資質を高めることで、人権に関する学習環境や研修体制が整えられている。

【主な取組】

(1) 就学前における豊かな人間性の基礎の育成

幼稚園、保育所、認定こども園等において、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを培えるよう、職員に対して、人権教育に関する研修の実施を推進します。

(2) 学校教育における人権教育の推進

知的理解、人権感覚、自他の人権を擁護しようとする意識等を向上させ、人権問題の解決に向かう実践力や行動力を育成するため、各学校に設置している人権教育推進委員会等を中心に、全教員で人権教育を推進します。

(3) 社会教育における人権教育の推進

地域の実情や学習者のニーズに応じ、様々な人権課題について、生涯を通じて学習できる機会の充実を推進します。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合 (%)	100	100	100	100	100
大分県人権問題講師団講師の講演回数 (回)	778	600	600	600	600

2 相談・支援・権利擁護の推進

【めざす姿】

相談者一人ひとりが抱える問題について、身近な相談機関に相談することができ、相談者に寄り添った相談や支援等を受けることができている。

様々な相談に対応するため、相談関係機関の連携がとれており、顕在化した新たな課題にも対応できるなど、相談体制が充実している。

【主な取組】

(1) 相談体制の充実・周知

- ・ 複雑・多様化する人権相談に的確に対応するため、専門的な窓口の設置など相談体制の充実に努めます。
- ・ 県のHPやメディア等を通じた相談窓口の周知に努めます。

(2) 相談機関等の相互連携

- ・ 「おおいた人権相談ネットワーク協議会」を中心として、各相談・支援機関の連携強化に努めます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
「おおいた人権相談ネットワーク協議会」の会員数 (相談機関数)	92	92	92	92	92
「おおいた人権相談ネットワーク協議会」、法務局との連絡会の開催(回)	2	2	2	2	2

第3章 様々な分野における人権行政の推進

1 課題横断的な人権問題

(インターネット上の人権侵害や AI をめぐる人権侵害リスク)

【めざす姿】

県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の容易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネット等を利用しています。

【主な取組】

(1) 正しい活用へ向けた啓発の推進

- ・ 県民及び事業者等に対し、情報の収集や発信等における責任やモラルについて、様々な機会を通じて啓発に取り組みます。
- ・ AI について、人権侵害リスクがあることの周知・啓発や、国における規制等の動きを注視し、県民に対して適宜適切な伝達・啓発に取り組みます。

(2) 児童生徒等の安心・安全な利用の促進

- ・ こどもたちのインターネットや SNS の適切な利用や情報セキュリティ対策等について、情報モラル教育出前授業を行いルールやマナーを守って安全・安心に利用できるようにします。
- ・ フィルタリングソフトの導入や家庭でのルールのづくりの啓発など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに努めます。

(3) 人権侵害等への対応

インターネットモニタリングを実施し、悪質で差別的な書き込みを発見した際は関係機関と連携し適切な対応を行います。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
インターネットやSNSの安全な扱い方や規範意識などを学ぶ「情報モラル出前授業」の実施率 (%)	100	100	100	100	100
インターネットモニタリングの実施 (回/月)	4	4	4	4	4

2 部落差別問題

【めざす姿】

すべての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されており、部落差別のない社会が実現されている。

【主な取組】

(1) 啓発・教育の推進

部落差別問題についての正しい理解を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、あらゆる機会を通じた啓発・教育の推進に市町村等と取り組みます。

(2) 公正な採用選考の推進

基本的人権を尊重した公正な採用選考が図られるよう、労働局と連携しながら企業等の啓発活動に取り組みます。

(3) 隣保館等における活動の推進

地域福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点である隣保館等の運営並びに生活相談等の活動を支援するほか、研修会を通じた職員の資質向上を支援します。

(4) 地域の実情に応じた相談・支援の充実

相談者の視点に立った適切な対応を行うとともに、法務局や市町村等と連携して問題の解決に取り組みます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
部落差別問題をテーマとした人権啓発講師等の派遣回数(回)	52	57	58	59	60
隣保館職員を対象とした研修会の実施(回)	6	6	6	6	6

3 女性の人権問題

【めざす姿】

家族形態や生活様式が変化する中で、女性が個性と能力を発揮でき、様々な分野で活躍することができている。

暴力やハラスメントを容認しない社会が構築され、誰もが不安を抱くことなく暮らしている。

【主な取組】

(1) 教育・意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識の解消や、男女が共に家事、子育て等に参画するよう男女共同参画の視点に立った教育・意識啓発に取り組みます。

(2) 働きやすい職場環境の整備

働く場における男女格差の是正や女性活躍推進のため、女性活躍応援県おおいた認証企業制度の普及やキャリアコンサルタントの派遣等に取り組むほか、安心して働くことができるよう、職場におけるハラスメント防止対策に取り組みます。

(3) 相談・支援・権利擁護の充実

暴力の根絶に向けて広報・啓発活動を推進するとともに、DVや性暴力・性犯罪の被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携・協働を図りながら、被害者の相談・保護・自立支援を行います。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
男性の育児休業取得率 (%)	27.9	50	57	64	71
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)	13.4	16.7	18.4	20.0	21.7
DV・性暴力相談員等研修会参加者数 (人)	936	700	700	700	700

4 こどもの人権問題

【めざす姿】

かけがえのない個性のある存在として、こどもが自己肯定感を持って健やかに育つことができている。

こどもが権利の主体として尊重され、地域社会全体でこどもの豊かな育ちを支えている。

【主な取組】

(1) こどもの健やかな成長のための環境づくり

こどもが健やかに成長できるよう、保育所や放課後児童クラブ等の充実やこどもに関わる人材の確保と質の向上、こどもの成長と子育て家庭を応援する機運の醸成に取り組めます。

(2) こどもの人権を尊重する教育活動

こどもの権利についての普及・啓発に努めるほか、学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、自他の人権を擁護しようとする意識、意欲、態度を向上させるよう「人権尊重の3視点」を活用した教育活動に取り組めます。

(3) 青少年の健やかな育成

- ・ 防犯情報の提供、インターネット安全利用教育の推進等による有害環境の除去に取り組めます。
- ・ 「大分県少年の翼」の実施など学校外での体験活動の充実や、地域ぐるみのあいさつ運動など「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進に取り組めます。

(4) 様々な困難を抱えるこどもたちへの支援

こども食堂等のこどもの居場所の確保・充実や、ヤングケアラー等困難を抱えるこどもたちへの支援、ひとり親家庭等への支援に取り組めます。

(5) 相談・支援・権利擁護の充実

- ・ 「いつでも子育てほっとライン」による相談対応や啓発による児童虐待の未然防止、児童支援体制の充実、社会的養育や自立支援の推進に取り組めます。
- ・ スクールカウンセラー等専門スタッフを活用した「チーム学校」による組織的な対応や、教育支援センター、フリースクール等との連携・協働によるいじめ・不登校対策の充実・強化に取り組めます。
- ・ 不登校対策の取組として、多様な学びの場の確保を推進します。

【目標指標】

指標名		参考値	目標値			
		R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
「自分にはよいところがあると思う」と答えたこどもの割合 (中学3年生) (%)		78.8	81	82	83	84
いじめ解消率 (%)	小学校	91.0	92.7	93.6	94.5	95.4
	中学校	85.5	89.0	90.4	91.8	93.2
	高校	81.5	86.9	88.5	90.1	91.7
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合 (%)	小学校	81.6	85	87	89	91
	中学校	67.2	73	76	79	82

5 高齢者の人権問題

【めざす姿】

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

すべての高齢者が、自分自身の意思決定を尊重され、尊厳ある生活を送っている。

【主な取組】

(1) 生きがいつくりと社会参加の推進

通いの場など高齢者の地域活動への参画促進や、培った知見を活かせる雇用的環境の整備、生涯学習の推進、スポーツ・芸術文化活動の機会確保に取り組みます。

(2) 認知症施策の推進

認知症疾患医療センターを核とした早期診断・対応の体制整備、認知症予防プログラムの実践、認知症の正しい理解の普及啓発に取り組みます。

(3) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の虐待防止や権利擁護についての啓発、養介護施設や介護サービス事業者等への虐待防止研修、市町村や地域包括支援センター職員等に対する虐待への対応力向上のための研修や関係機関の連携等による虐待防止・再発防止に取り組みます。

(4) 生活環境の整備

高齢者の誰もが、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの基盤づくりを推進するほか、消費者被害の予防・救済、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知などに取り組みます。

(5) 相談・支援・権利擁護の充実

総合的な相談窓口である「大分県高齢者総合相談センター」や地域包括支援センターの職員研修の充実等による相談機能の充実・強化のほか、これらの利用促進を図ります。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
認知症サポーター養成者数 (人)	157,342	173,440	183,440	191,440	199,440
大分県認証評価制度「ふくふく 認証」認証法人数 (法人・累計)	16	60	80	90	100

6 障がい者の人権問題

【めざす姿】

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会が実現している。

障がい者が自らの主体的な選択によって地域でいきいきと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができている。

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野が連携し、切れ目のない支援が行われている。

【主な取組】

(1) 共生社会の実現へ向けた相互理解の促進

共生社会の実現に向けて、障がいに対する県民理解の促進、合理的配慮の提供に係る企業・団体への啓発に取り組みます。

(2) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちのニーズに応じた多様な学びの場の充実・整備や、就労支援の充実、学校における医療的ケアの実施体制構築等に取り組みます。

(3) 就労・自立支援

障害者就業・生活支援センター等による障がい者の希望や特性に応じた就労・定着支援、研修会等を通じた事業者の理解促進等により一般就労を促進し、また、福祉的就労においては、「おおいた共同受注センター」による受注・販路拡大や行政の優先調達等により工賃向上を図ります。

(4) 芸術文化活動・スポーツの振興

おおいた障がい者芸術文化支援センター等による障がい者の芸術文化活動の推進、関係団体と連携した障がい者スポーツの普及・促進など、障がい者が芸術文化活動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

(5) 社会活動への参画促進

ICT機器の使い方体験会の開催等による情報アクセシビリティの向上、障がい福祉サービス事業所等でのピアサポート活動の推進、宿泊施設、公共交通施設、公共車両及び都市公園施設等のユニバーサルデザインの推進など、社会活動への参画促進に取り組みます。

(6) 生活環境の整備、防災等の推進

- ・ 障がい者の特性に応じた防犯情報の提供や、障がい者からの緊急通報に対して迅速・的確な対応を行います。
- ・ 消費トラブル防止のため、障がい者やその支援者を対象とした消費者教育を推進します。
- ・ 障がい者の個別避難計画の作成促進、自主防災組織等と連携した支援体制づくりを推進します。

(7) 相談・支援・権利擁護の充実

「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」による相談支援や、市町村と連携した基幹相談支援センターの設置促進、相談支援従事者を対象とした研修会の実施など、相談支援体制の充実に取り組みます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	
「障がい者活躍日本一」総合順位（位） （本県独自指標による）	3	1	1	1	1	
雇用障がい者の実人数（人）	3,007	3,067	3,097	3,127	3,158	

7 外国人の人権問題

【めざす姿】

外国人が安心して暮らし、働くことができる環境が整っており、本県が魅力的な働く場所として外国人から選ばれている。

国籍や民族が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら共生し、外国人が地域を担う一員として活躍している。

【主な取組】

(1) 多文化共生のための相互理解の促進

外国人住民との交流の場づくりや、留学生による外国語教室の開催など多文化共生に向けた相互交流・理解の促進、市町村等と連携した日本語教育体制の強化に取り組みます。

(2) 在住外国人の社会参加の推進

外国人材が安心して働くことができる環境等の整備や、おおいた留学生ビジネスセンター（SPARKLE）を拠点とした留学生の県内就職・起業支援、地域活動等への在住外国人の社会参加を推進します。

(3) 情報提供・生活相談・支援の充実

日常生活ならびに災害時等に多言語で対応する相談・支援体制の充実、外国人をはじめ日本語指導が必要な児童生徒に対する小中学校等での教育支援体制の充実に取り組みます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
日本語教室参加者数 (人・累計)	160	540	760	1,000	1,260
大分県外国人総合相談センター 相談件数 (件)	723	420	420	420	420

8 医療をめぐる人権問題

【めざす姿】

医療関係者の人権に対する深い理解により、患者の権利が尊重された患者本位の医療サービスが提供されるとともに、患者や感染者等に対する相談・支援・権利擁護の充実が図られている。

病気に対する正しい理解が広まり、患者や感染者、医療関係者等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らせている。

【主な取組】

(1) 人権を尊重した医療体制づくり

患者の人権を尊重した適正な医療提供の推進、関係機関・団体を通じた医師、看護師等医療関係者に対する人権教育・研修の充実に取り組みます。

(2) 啓発活動の推進

市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、感染症や難病に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(3) 相談・支援・権利擁護体制の充実

- ・ 「大分県医療安全支援センター」等を通じて、中立的な立場で、患者と医療機関との橋渡しを行い、医療サービスの向上と患者の人権尊重に取り組みます。
- ・ 学校において、人権に配慮した相談・支援・権利擁護体制の整備を行うとともに、疾病に対する正しい知識が習得できるよう努めます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
感染症や難病に関する啓発活動の実施（回）	2	2	2	2	2
新規採用養護教諭の相談活動に関する研修の実施（回）	1	1	1	1	1

9 性的少数者の人権問題

【めざす姿】

誰もが自分の性的指向・ジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができている。

【主な取組】

(1) 性の多様性への理解促進

性の多様性について、県民、企業等への啓発に取り組むとともに、学校において理解を深める教育を推進します。

(2) 性的少数者の困りごとの解消や環境整備

- ・ 相談窓口の設置や交流の場づくりなど、当事者の孤独・孤立対策に取り組むとともに、その家族等からの相談に対応します。
- ・ パートナーシップ宣誓制度の周知や、パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録制度の推進、働きやすい職場づくりのサポートなど、生活上の困りごとの解消に取り組めます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
性的少数者の人権問題をテーマとした人権啓発講師等の派遣回数（回）	22	40	40	40	40
大分県パートナーシップ宣誓制度・応援企業等登録数（社・団体）	— (R6年度開始)	20	30	40	50

10 犯罪被害者やその家族の人権問題

【めざす姿】

犯罪被害者等の権利が尊重されており、犯罪被害者等の立場に立った支援が、個々の実情に応じて適切かつ途切れることなく行われている。

【主な取組】

(1) きめ細かな支援の充実

カウンセリングによる精神的被害回復や犯罪被害者等給付金などによる経済的負担軽減のための支援など、犯罪被害者等へきめ細かな支援を行います。

(2) 関係機関の連携による支援体制の整備

関係する自治体や司法、福祉等の諸機関や「大分被害者支援センター」等の関係団体との緊密な連携により、途切れることのない寄り添った支援を行います。

(3) 県民等の理解の増進

犯罪被害者週間における集中的な広報啓発活動等により、二次的被害の防止や、犯罪被害者等が置かれた状況・支援の必要性等について、県民及び事業者に広く周知し、理解の増進に努めます。

【目標指標】

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議開催回数(回)	4	4	4	4	4
大分県犯罪被害者等支援連絡会議開催回数(回)	3	3	3	3	3

11 様々な人権問題

(1) プライバシー権の保護

【主な取組】

- ・ 個人情報保護法を遵守し、行政職員の個人情報保護に関する意識の向上に努めます。また、市町村と連携を図り、県民に対する啓発に努めます。
- ・ 個人情報保護の理念や具体的な仕組み等を民間事業者に周知するための広報活動に取り組みます。また、事業者の相談等に適切に対応するなど、事業者の主体的な取組を支援します。

(2) 働く人の人権問題

【主な取組】

① ハラスメント防止に向けた啓発の推進

労働者、使用者、県民を対象としたハラスメント対策セミナーや労働講座、出前講座の実施など、ハラスメント防止のための啓発に取り組みます。

② 公正な採用選考の推進

基本的人権を尊重した公正な採用選考が図られるよう、労働局と連携しながら企業等の啓発活動に取り組みます。

③ 相談体制の充実

- ・ 労政・相談情報センター等において相談に応じ、必要に応じて労働局等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら助言を行います。
- ・ 専門研修により相談員の資質の向上を図るなど相談体制の充実に努めます。

目標指標一覧

第2章 人権尊重施策の総合的な推進

1 人権啓発・教育の推進

人権啓発

指標名	参考値	目標値				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	
企業・団体が行う人権啓発研修への講師等派遣件数（件）	147	153	156	159	162	
県職員人権尊重施策推進員研修受講率（%）	100	100	100	100	100	
人権教育に関する教職員研修を実施した学校の割合（%）	99.3	100	100	100	100	
大分県人権啓発講師登録者数（人）	73	71	71	71	71	

人権教育

指標名	参考値	目標値				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合（%）	100	100	100	100	100	
大分県人権問題講師団講師の講演回数（回）	778	600	600	600	600	

2 相談・支援・権利擁護の推進

指標名	参考値	目標値				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	
「おおいた人権相談ネットワーク協議会」の会員数（相談機関数）	92	92	92	92	92	
「おおいた人権相談ネットワーク協議会」、法務局との連絡会の開催（回）	2	2	2	2	2	

第3章 様々な分野における人権行政の推進

1 課題横断的な人権問題

（インターネット上の人権侵害や AI をめぐる人権侵害リスク）

指標名	参考値	目標値				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	
インターネットやSNSの安全な扱い方や規範意識などを学ぶ「情報モラル出前授業」の実施率（%）	100	100	100	100	100	
インターネットモニタリングの実施（回/月）	4	4	4	4	4	

2 部落差別問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
部落差別問題をテーマとした人権啓発講師等の派遣回数（回）	52	57	58	59	60
隣保館職員を対象とした研修会の実施（回）	6	6	6	6	6

3 女性の人権問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
男性の育児休業取得率（％）	27.9	50	57	64	71
雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合（％）	13.4	16.7	18.4	20.0	21.7
DV・性暴力相談員等研修会参加者数（人）	936	700	700	700	700

4 こどもの人権問題

指標名	参考値	目標値				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	
「自分にはよいところがあると思う」と答えたこどもの割合（中学3年生）（％）	78.8	81	82	83	84	
いじめ解消率（％）	小学校	91.0	92.7	93.6	94.5	95.4
	中学校	85.5	89.0	90.4	91.8	93.2
	高校	81.5	86.9	88.5	90.1	91.7
学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合（％）	小学校	81.6	85	87	89	91
	中学校	67.2	73	76	79	82

5 高齢者の人権問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
認知症サポーター養成者数（人）	157,342	173,440	183,440	191,440	199,440
大分県認証評価制度「ふくふく認証」認証法人数（法人・累計）	16	60	80	90	100

6 障がい者の人権問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
「障がい者活躍日本一」総合順位（位） （本県独自指標による）	3	1	1	1	1
雇用障がい者の実人数（人）	3,007	3,067	3,097	3,127	3,158

7 外国人の人権問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
日本語教室参加者数（人・累計）	160	540	760	1,000	1,260
大分県外国人総合相談センター相談 件数（件）	723	420	420	420	420

8 医療をめぐる人権問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
感染症や難病に関する啓発活動 の実施（回）	2	2	2	2	2
新規採用養護教諭の相談活動に関する 研修の実施（回）	1	1	1	1	1

9 性的少数者の人権問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
性的少数者の人権問題をテーマとした 人権啓発講師等の派遣回数（回）	22	40	40	40	40
大分県パートナーシップ宣誓制度・応援 企業等登録数（社・団体）	— (R6年度)	20	30	40	50

10 犯罪被害者やその家族の人権問題

指標名	参考値	目標値			
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
犯罪被害者等支援関係機関ネットワー ク会議開催回数（回）	4	4	4	4	4
大分県犯罪被害者等支援連絡会議開催 回数（回）	3	3	3	3	3

大分県人権施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 大分県が大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例（平成20年大分県条例第49号）に基づき取り組む人権尊重施策について、庁内における連絡調整を図って総合的かつ効果的に推進するため、大分県人権施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大分県人権尊重施策基本方針の策定及び改定に関すること
- (2) 大分県人権尊重施策基本方針の推進及び実施状況把握に関すること
- (3) 人権に配慮した行政の推進その他の人権尊重施策推進の上での重要事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事が定める副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(幹事会)

第5条 本部会議の運営について必要な事項を処理するため、幹事会及びワーキンググループを置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる者をもって充て、生活環境部審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長を幹事長とする。
- 3 幹事長は、会議を招集し、これを主宰する。
- 4 ワーキンググループは、別に定める者をもって充て、人権尊重・部落差別解消推進課参事をそのグループ長とする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課において行う。

附 則

- この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月26日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条第 4 項關係）

総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
生活環境部長
商工観光労働部長
農林水産部長
土木建築部長
会計管理者
県議会事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
監査委員事務局長
企業局長
病院局長
教育長
県警察本部長

別表 2（第 5 条第 2 項關係）

総務部行政企画課長
企画振興部政策企画課長
福祉保健部福祉保健企画課長
生活環境部生活環境企画課長
商工観光労働部商工観光労働企画課長
農林水産部農林水産企画課長
土木建築部土木建築企画課長
会計管理局会計課長
県議会事務局総務課長
人事委員会事務局公務員課長
労働委員会事務局調整審査課長
監査委員事務局第一課長
企業局総務課長
病院局大分県立病院事務局総務経営課長
教育庁教育改革・企画課長
県警察本部警務課長

大分県人権教育・啓発推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、大分県人権教育・啓発推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、人権尊重の理念について県民の理解を深め、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、事業を実施する。

- (1) 人権に関する総合的な教育・啓発及び広報
- (2) 人権に関する教育・啓発についての調査及び研究
- (3) 人権に関する教育・啓発についての情報の収集及び提供
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する別表第1に掲げる団体等をもって組織する。

2 協議会には、会長及び委員を置く。

3 会長は、生活環境部を担任する副知事をもって充てる。

4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職を代行する。

6 協議会事務局を大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課内に置く。

7 事務局長は、大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課長をもって充てる。

(総会)

第5条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とし、会長が招集し、その議長となる。

3 通常総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 協議会の事業報告及び収支決算
- (2) 協議会の事業計画及び収支予算
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(幹事会)

第6条 幹事会幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は、協議会の目的を達成するために必要な事項について協議、検討するため、必要に応じて開催する。

3 事務局長は、幹事会を招集し、その議長となる。

(経費)

第7条 この協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金は、別表第4に定める額とする。

(会計年度)

第8条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(書類及び帳簿)

第9条 協議会には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(2) その他必要な書類及び帳簿

(決算及び監査)

第10条 この協議会の会計は、毎年4月30日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、通常総会において会長が指名する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成14年5月30日から施行し、平成14年度事業から適用する。

ただし、別表第4負担金は平成15年度から適用し、平成14年度の負担金は、なお従前の例による。

2 大分県同和問題啓発推進協議会規程は廃止する。

附 則

この規約は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 構成団体等

団 体 等 名
大分地方法務局
大分労働局
大分県
大分県教育委員会
大分県市長会
大分県町村会
大分県市町村教育長協議会
全市町村
大分県商工会議所連合会
大分県商工会連合会
大分県中小企業団体中央会
大分県経営者協会
大分経済同友会
大分県農業協同組合中央会
大分県森林組合連合会
大分県漁業協同組合
日本労働組合総連合会大分県連合会
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
一般財団法人 大分県私学協会
公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会
有限会社 大分合同新聞社
大分県保育連合会
NHK大分放送局
株式会社 大分放送
株式会社 テレビ大分
大分朝日放送 株式会社
株式会社 エフエム大分

別表第2 協議会委員

団 体 等 名	職 名
大分地方法務局	局 長
大分労働局	局 長
大分県市長会	会 長
大分県町村会	会 長
大分県市町村教育長協議会	会 長
大分県生活環境部	部 長
大分県教育委員会	教 育 長
大分県商工会議所連合会	会 長
大分県商工会連合会	会 長
大分県中小企業団体中央会	会 長
大分県経営者協会	会 長
大分経済同友会	代 表 幹 事
大分県農業協同組合中央会	代 表 理 事 会 長
大分県森林組合連合会	代 表 理 事 会 長
大分県漁業協同組合	代 表 理 事 組 合 長
日本労働組合総連合会 大分県連合会	会 長
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	会 長
一般財団法人 大分県私学協会	理 事 長
公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会	会 長
大分県保育連合会	会 長
有限会社 大分合同新聞社	代 表 取 締 役 社 長
NHK大分放送局	局 長
株式会社 大分放送	代 表 取 締 役 社 長
株式会社 テレビ大分	代 表 取 締 役 社 長
大分朝日放送 株式会社	代 表 取 締 役 社 長
株式会社 エフエム大分	代 表 取 締 役 社 長

別表第3 協議会幹事

団 体 等 名	職 名
大分地方法務局	人権擁護課長
大分労働局	総務部総務課長
大分県市長会	事務局長
大分県町村会	事務局長
大分県生活環境部	人権尊重・部落差別解消推進課長
大分県教育委員会	人権教育・部落差別解消推進課長
大分県商工会議所連合会	専務理事
大分県商工会連合会	専務理事
大分県中小企業団体中央会	専務理事
大分県経営者協会	専務理事
大分経済同友会	事務局長
大分県農業協同組合中央会	総務企画部長
大分県森林組合連合会	参 事
大分県漁業協同組合	指導課長
日本労働組合総連合会大分県連合会	副事務局長
社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	事務局長
一般財団法人 大分県私学協会	事務局長
大分県保育連合会	事務局長

今後の人権教育・啓発のあり方について

平成14年5月30日

大分県人権教育・啓発推進協議会

はじめに

I 人権教育・啓発に関する現状について

1 県民意識の現状

- (1) 女性の人権
- (2) 子どもの人権
- (3) 高齢者の人権
- (4) 障害のある人の人権
- (5) 同和問題
- (6) 外国人の人権
- (7) 医療をめぐる問題
- (8) その他の人権

2 人権教育・啓発の現状

(1) 人権教育

- ① 学校教育
- ② 社会教育
- ③ 家庭教育

(2) 人権啓発

- ① 大分県同和問題啓発推進協議会における啓発活動
- ② 県における啓発活動
- ③ 市町村における啓発活動
- ④ 国の人権擁護機関の啓発活動
- ⑤ 企業・民間団体における啓発活動

Ⅱ 人権教育・啓発のあり方

1 人権尊重の理念

2 人権教育啓発の理念

3 人権教育・啓発の基本的あり方

(1) 女性

(2) 子ども

(3) 高齢者

(4) 障害のある人

(5) 同和問題

(6) 外国人

(7) 医療をめぐる問題

(8) その他

Ⅲ 人権教育・啓発の効果的な推進のために

1 人権教育・啓発の実施主体の役割

(1) 大分県同和問題啓発推進協議会

(2) 県

(3) 市町村

(4) 学校・社会教育施設

(5) 企業・民間団体

2 人権教育・啓発の効果的な推進のために

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれており、「激動の世紀」といわれた20世紀の経験を踏まえ、全人類の人権の実現が世界平和の基礎であることが世界の共通認識となっています。

国際連合では、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、あらゆる場を通じた研修、広報、情報提供などを積極的に行うことにより、人権文化の構築を目指すこととしました。

わが国の政府は、このような国際社会の要請や国内の人権施策の進展を背景に、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定しました。

本県においても、平成10年3月、大分県の総合的な人権施策を展開するための指針となる「人権教育のための国連10年」大分県行動計画を策定しました。この計画は人権文化を大分県において構築することを目標と定め、さらには共生社会の実現を基本理念として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、医療をめぐる問題などを重要課題として取り組むこととしています。

また、国においては、人権擁護施策推進法に基づいて設置された人権擁護推進審議会の答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(平成11年7月)の趣旨を踏まえ、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が施行されました。

この法律は、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国及び地方公共団体の施策の策定及び実施の責務を明らかにするとともに、国民の責務として人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するように努めなければならないこととなっています。併せて、国の人権教育・啓発に関する基本計画の策定と年次報告が義務づけられています。

また、人権擁護推進審議会が調査審議を続けていた「人権救済制度のあり方」

についても、平成13年5月に答申が出され、独立性をもった人権救済機関の設置などについて提言がなされました。

以上のような情勢の下、県下においても、人権教育・啓発の実施主体が相互に連携しつつ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが求められています。

大分県同和問題啓発推進協議会は、昭和57年8月に、同和問題に関する啓発の推進や連絡調整等についての協議、事業の実施を目的として発足し、昭和62年6月には「同和問題に関する今後の啓発活動のあり方について」を策定して、啓発活動を推進してきました。

その後、平成9年8月に開催された大分県同和对策審議会において、今後の県の啓発方針として、「同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、より効果的で広く県民の共感が得られるように啓発事業の内容・手法について創意工夫を凝らし、より積極的な啓発活動を推進する」ことを決定するとともに、昭和62年6月策定の啓発活動のあり方の見直しを検討するとしました。

大分県同和問題啓発推進協議会においても、同和教育・同和問題啓発を人権教育・啓発として発展的に再構築していくために、啓発のすすめ方検討委員会の検討を経て、「今後の人権教育・啓発のあり方」として以下のとおりまとめました。

I 人権教育・啓発に関する現状について

1 県民意識の現状

県民の人権問題に関する意識については、平成11年2月に県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」結果から、人権の重要課題分野ごとにみると、次のようなことが分析されている。

(1) 女性の人権

「男女雇用機会均等法」の存在をほとんどの人が知っているが、約半数の人が家庭内や職場内において男女平等ではないと思っている。

内容としては、「家事・育児がほとんど女性に委ねられている」こと、「パートナーに従わざるを得ない」こと、「一人前として扱われない」こと、「昇進・昇格・研修の機会が不平等である」ことなどである。

特に、人権上の問題としては、「男女の固定的な役割分担意識をおしつける」こと、職場における男女の給料などの差別待遇、売春・買春、ドメスティック・バイオレンス（家庭内における夫などからの妻に対する暴力）、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどがある。

全体として、女性の人権に関わる意識は大きく変わりつつある。「女性は結婚し、家事・育児に専念すべき」という固定的な役割分担意識についても「個人が選択する問題である」という意識が広がりつつあるが、男性と女性、若い人と年輩の人で意識のずれが拡大しつつある。

(2) 子どもの人権

「子どもの権利条約」の内容までよく知っている人はごく少ない。一方で、「家庭や学校の中で、子どもが幸せな生活を過ごしているようには思えない」と思っている人は、4～6人に1人にのぼっている。

また、人権上の問題としては、「学力による評価が優先し多様な能力が評価されない」こと、「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」こと、「仲間はずれや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなどいじめを行う」こと、「学校や就職先の選択など大人が子どもの意見を無視する」ことなどがある。

全体として、若い人ほど子どもの置かれた状況について問題を感じている。

(3) 高齢者の人権

3人に1人が、「高齢者が家庭内や社会全体の中で除け者にされている状況がある」と思っている。

また、高齢者が生きていくうえでの支障としては、「経済的に自立が困難である」こと、「給与や年金などの所得保障が不十分である」こと、「福祉施策が不十分である」こと、「高齢者が互いにふれあい理解するような施策が不足している」こと、「悪徳商法など消費者被害を受けることが多い」ことなどがある。

(4) 障害のある人の人権

3人に1人が、「障害のある人の人権が十分には保障されていない」と思っている。

また、障害のある人が生きていくうえでの支障としては、「就労の機会が少なくまた職種も限られている」こと、「障害や障害のある人の生活上の不便などに関する人々の認識が欠けている」こと、「道路の段差や建物の階段などが多い」こと、「中高年の障害をもつ人を介護している高齢の親への支援体制が不十分である」ことなどがある。

全体として、若い人ほど障害のある人の人権についての問題意識が高くなっている。

(5) 同和問題

「同和問題を県民全体の問題として考えなければならない」と思っている人が約半数いるが、一方、「自分には関係ないのであまり考えたこともない」と思っている人も3割近くいる。

また、「同和地区の人に対して差別意識をもっている人はほとんどいない」と思っている人は3人に1人に達しているが、「差別意識をもっている人もいる」と思っている人がまだ半数を超えている。

「もし自分の子どもから同和地区の人と結婚したいといわれたら本人の意思を尊重する」と思っている人は多いが、「反対だ」と思っている人もいる。

同和問題の解決のために、若い人は「同和地区外の人の人権尊重意識を高めることが必要だ」と思っている人が多く、年配の人は「そっとしておけば差別は自然になくなる」と思っている人が多くなっており、全国とほぼ同じ傾向である。

(6) 外国人の人権

日本で暮らす外国人への様々な制約については、「なくすべきである」と思っている人が多いが、一方では、「ある程度の制約はやむを得ない」と思っている人もいる。

国際化の進展に伴う外国人定住者の増加については、「地域の国際化のためには必要なことであり歓迎すべきことだ」と思っている人が最も多いが、「治安や公衆衛生など社会環境が悪化しないか不安だ」と思っている人もいる。

(7) 医療をめぐる問題

ほとんどの人が、インフォームド・コンセントについて、「医者は本人や家族にすべてのことを説明すべきである」と思っている。

また、エイズ感染者・患者に対して、多くの人が「いままでどおり普通に

接する」と思っているのに対し、一方では、「関わりたくない」と思っている人もいる。

(8) その他の人権

人権問題一般については、「関心をもっている」という人よりも、「関心をもっていない」という人の方がわずかに多く、全体として人権問題への関心は、横ばいないしは低下の傾向にある。

県民にとって、国内の人権問題で特に関心のある問題は、高齢者をめぐる問題、障害のある人をめぐる問題、子どもをめぐる問題、女性をめぐる問題、医療をめぐる問題、人権問題一般、同和問題、外国人をめぐる問題、の順である。特に、女性をめぐる問題は女性の、高齢者をめぐる問題は高齢者の、子どもをめぐる問題は子どもを持つ世代の関心が高くなっている。

また、初めて人権を意識したのは、「新聞、雑誌、テレビなどのマスコミを通じて」という人が最も多く、次いで、「学校の授業や職場・地域での研修を通じて」という人が多くなっている。

「今の日本は全体として人権が尊重されている社会だ」と思っている人は、「人権が尊重されていない」と思っている人よりも多いが、「人権侵害（あらぬ噂や他人からの悪口陰口、名誉・信用の毀損や侮辱、プライバシーの侵害など）を受けた経験がある」という人は3人に1人にのぼり、全国と比較して多くなっている。

2 人権教育・啓発の現状

人権の課題をめぐって社会はめまぐるしく動いており、「児童虐待の防止等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律」の成立など人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。

人権教育・啓発は、いずれも、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるものであり、平成11年7月の人権擁護推進審議会答申では、「人権教育と

は、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動とする。人権啓発とは、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものとする」としている。

大分県における人権教育及び人権啓発の現状は、以下のとおりである。

(1) 人権教育

県教育委員会の「平成13年度人権教育指導方針」では、学校教育や社会教育における人権教育の目的は、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することとしている。

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情にも留意しながら、学校教育及び社会教育を通じさまざまな取組が行われている。

① 学校教育

学校においては、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促し、命を大切にし、正義感や公正さを重んじるなど豊かな人間性や社会の変化に主体的に対応できる能力を育てることを目標としている。そのためには社会体験や自然体験などの機会の充実を図るとともに、幼稚園・学校・地域の実態に即した具体的な課題を的確に把握し、教育課程に適切に位置づけるとともに、発達段階に即した人権教育を推進している。

ア 幼稚園

幼稚園においては、一人ひとりに基本的な生活習慣を身につけさせることや、生命を尊重する心や自尊感情を培ったうえでの集団での活動を通じて、友だちを大切にする心情や態度、豊かな人間性の基礎づくりの取組が行われている。

イ 小学校

基本的な生活習慣を身につけさせ、生命を尊重する心や自尊感情を培うとともに、お互いの違いを認め、他者の喜びや心の痛みなどが感じとられるような豊かな人間性と望ましい人間関係づくりの大切さや、人権侵害の不合理性に気づき、正しい判断に基づいて行動できる態度を育成する取組が行われている。

ウ 中学校

他者を理解する心や、ともに生きる態度などの豊かな人間性を培ったうえで、人権尊重の立場から、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を正しく認識し、それらを共生社会実現のために自らの課題として解決しようとする積極的な態度を育成する取組が行われている。

エ 高等学校

倫理観、正義感などの豊かな人間性を身につけ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を社会問題として主体的に解決しようとする意欲を持ち、人権という普遍的文化の確立を目指す実践的態度を育成する取組が行われている。

オ 盲・聾・養護学校

一人ひとりの障害の状態及び発達段階、特性などに応じ、集団生活を通して、お互いの立場を認め合う心情を育てるとともに、差別や偏見に対して正しい判断に基づいて行動できる態度を育成する取組が行われている。

② 社会教育

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館などの社会教育施設を中心に各種学級・講座・行事などあらゆる学習の機会を通じて、基本的人権の尊重を基調とする学習を行っている。

また、社会教育指導者のための人権教育に関する学習プログラムの作成

や指導体制充実のため、体験的参加型学習を進めるためのファシリテーター（参加型学習の促進者）養成などの指導者研修が行われ、指導者の養成及び資質の向上が図られている。

③ 家庭教育

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などをはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っている。家庭教育は、各家庭において責任をもって行われるべきものであるが、今日、家庭の教育力の低下が指摘されている。

(2) 人権啓発

人権啓発活動は、広く県民の間に人権尊重思想の普及・高揚を図り、これにより県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるよう、様々な実施主体において行われている。

① 大分県同和問題啓発推進協議会における啓発活動

大分県同和問題啓発推進協議会は、同和問題に関する啓発の推進と連絡調整等を目的として昭和57年8月に発足し、昭和62年6月には「同和問題に関する今後の啓発活動のあり方について」を策定して、啓発活動の充実、強化を推進してきた。

ア 情報収集・提供

行政機関、企業・民間団体などの人権啓発活動を支援するため、研修会などでの活用を目的として各種啓発資料を作成しているほか、研修会、人権啓発行事や各種イベントなどでの活用を目的として、人権啓発ビデオ・パネルの貸し出しを行っている。

その他、人権・同和問題に関する書籍や資料、ビデオなどライブラリーの収集・整備を行い、啓発資料の利用促進を図っている。

イ 教育・啓発

同和問題をはじめとした人権問題の解決を県民自らの課題として定着させるため、県と共催で、人権・同和問題に関する研修会を開催するとともに、「差別をなくす運動月間（8月）」中の「県民のひろば」の行事として同和問題に関する講演会、12月の「人権週間」を中心とした行事として「人権啓発フェスティバル」を開催するほか、身元調査追放キャンペーンの新聞広告やJR列車内広告などにより人権の大切さを訴えている。

その他、県民一般から人権ポスターを募集し、各種啓発資料として活用するほか、テレビ放映・ラジオ放送及び新聞広報による啓発活動を行っている。

また、企業や各種団体が実施する研修会への講師の斡旋・派遣を行っている。

ウ 調査・研究

ワークショップなど新しい啓発手法の調査・研究を行っている。

② 県における啓発活動

県では、各啓発実施主体と相互に連携し、人権啓発手法に創意工夫を凝らしながら、啓発行事の開催、啓発資料などの作成・配布、啓発手法などに関する調査・研究、研修会の開催などの啓発活動を行っている。

ア 啓発・研修基盤の整備充実

人権教育・啓発を体系的、効果的に行うために、行政機関や民間団体における啓発講師・研修担当者を養成するとともに、教材の開発・作成などに取り組んでいる。

イ イベント・広報媒体を利用した啓発活動

広く県民の間に人権尊重意識の普及・高揚を図るとともに、あらゆる人々が、あらゆる場において、人権教育に参加することにより、人権の尊重を日常生活の習慣として身につけてもらうための啓発活動として、

イベント・広報媒体を利用した各種事業を実施している。

- (a) 人権啓発フェスティバルの開催
- (b) 「差別をなくす運動月間行事」・県民のひろばの開催
- (c) 人権ポスターの募集
- (d) 人権週間街頭啓発活動
- (e) 人権啓発映画のテレビ放映、ラジオ放送、新聞広報による啓発活動
- (f) 各種啓発資料の作成・配布

ウ 研修会の開催及び市町村への支援

人権教育・啓発に関する施策をになう行政・各種団体職員が人権尊重の理念についての理解を深め、また、各啓発実施主体において積極的に人権教育・啓発を推進するために、行政・各種団体職員を対象とした研修会を実施する。

また、市町村に対して情報提供を行うとともに、補助制度などにより市町村の啓発事業の取組を積極的に支援している。

③ 市町村における啓発活動

現在、県下全市町村は、県の補助金制度や国の人権啓発活動地方委託事業を積極的に活用して人権・同和問題に関する様々な啓発事業を実施している。

具体的な住民啓発に当たっては、市町村同和問題啓発推進協議会や人権問題啓発推進協議会等を通じて地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動を展開しているほか、広域的な啓発事業も実施しているが、その取組状況や住民への浸透度合いにはまだ格差がみられる。

- ア 講演会の開催
- イ 各種研修会、地域懇談会などの開催
- ウ 広報紙などによる啓発活動
- エ 啓発物品などの作成による街頭啓発活動

④ 国の人権擁護機関の啓発活動

国においては、その所掌事務との関連で、府省庁などにおいて人権にかかわる様々な啓発活動が行われている。

なお、人権擁護事務として人権啓発を担当する機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局と人権擁護委員が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。

また、法務省では、平成10年度から、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、人権啓発活動を総合的かつ効率的に実施するために、人権啓発活動ネットワーク事業を実施している。

ア シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会の開催

イ テレビ・ラジオなどのマスメディアを利用した啓発活動

ウ 人権啓発フェスティバルの開催

エ おもに小学生を対象とした人権の花運動

オ 中学生を対象とした人権作文コンテスト

カ 人権週間

⑤ 企業・民間団体における啓発活動

企業・民間団体においては、個々の企業・民間団体の実情や方針などに応じて、自主的に行われている。具体的な取組としては、従業員に対して行う人権に関する各種の研修や、国、地方公共団体、大分県同和問題啓発推進協議会などが主催する講演会、研修会、各種イベントへの積極的な参加のほか、独自の調査・研究、広報などの人権啓発活動を展開している。

各企業が相互に連携して啓発活動を行うための組織の一つとして、平成10年度に設立された「大分人権啓発商工連絡会」があり、会員相互間、関係機関及び関係団体との情報交換を通じて自主的な諸活動を行っている。

なお、平成6年度からは、農林水産団体、経済団体、報道機関などの団

体も大分県同和問題啓発推進協議会の構成員として、行政機関などと一体となった県民啓発活動の推進に取り組んでいる。

II 人権教育・啓発のあり方

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての国民が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利である。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされており、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重と法の下での平等及び差別の禁止という包括的な規定と、様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に示されている。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の関係においても尊重されるべきものである。

大分県同和問題啓発推進協議会は、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと」を人権尊重の理念としてとらえ、人権が共存し得る社会の実現を目指す。

2 人権教育・啓発の理念

人権教育・啓発の理念について、「推進法」の第3条は「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」としている。

大分県同和問題啓発推進協議会は、行政機関と民間団体が一体となった中立的な機関としての特質を生かし、各実施主体が地域、職域、学校、家庭などを通じて、県民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、県民の自主性の尊重及び人権教育・啓発実施主体である各構成団体の中立性の確保をその活動の基本理念とする。

3 人権教育・啓発の基本的あり方

人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが重要であり、そのために行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

また、人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からの取組と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組がある。この両者があいまって人権尊重の理念について理解が深まっていくものである。

なお、おもな人権課題は、以下のとおりである。

(1) 女性

人々の意識の中には「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識がまだ残っており、この固定的役割分担意識などからくる、就職の際や職場における昇給・昇任の際の男女差別の問題のほか、職場におけるセクシュアル・ハラスメントや家庭におけるドメスティック・バイオレンスなどの問題がある。

(2) 子ども

少子化や核家族化、地域社会の関係の希薄化、個人主義的な考え方や学歴偏重の社会風潮などにより、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化には著しいものがあり、子どもたちの間のいじめ、不登校、教師による児童・生徒

への体罰などのほか、特に、実親等による子どもへの虐待などの問題がある。

(3) 高齢者

平均寿命の大幅な伸びに伴い高齢化が急速に進む中、再就職、退職後の財産管理、「生きがい」などの問題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や介護施設内での心理的・身体的虐待などの問題がある。

(4) 障害のある人

障害のある人が地域で共に生活することをめざす「ノーマライゼーションの理念」が徐々に普及している一方で、障害のある人に対する介護施設内や職場での心理的・身体的虐待などのほか、就職や資格取得の際の差別問題、障害のある人に対する入居・入店の拒否などの問題がある。

(5) 同和問題

差別意識については同和教育・啓発活動の推進により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に依然として根深く残っているほか、就職等での差別問題、同和関係者に対する差別発言や差別落書きなどの問題がある。

(6) 外国人

国際化、情報化の進展にともない外国との交流が進み、わが国に在留する外国人が増えつつある中、就労の際の差別問題をはじめ、入居・入店の拒否、緊急医療の拒否、子弟の教育問題、嫌がらせ、差別発言などの問題がある。

(7) 医療をめぐる問題

医療技術や医療体制の整備が進む中、自己の病気や治療に関する情報について、医療者から患者に十分な説明がなされず、患者に対する不当な扱いや

医療現場における差別の問題がある。

また、疾病に対する正しい理解と認識の不足から、HIV感染者やハンセン病患者などに対する日常生活や職場での迫害、入園・入学の拒否などの問題がある。

(8) その他

以上のほか、アイヌの人々に関する結婚や就職の際の差別問題や差別発言、刑を終えて出所してきた人々に関する就職の際の差別問題や悪意のある噂の流布などの人権問題がある。

その他、犯罪の被害者やその家族等に対するマスコミの過剰取材、報道によるプライバシーの侵害など、様々な人権問題がある。

近年、インターネット上の電子掲示板やホームページ、電子メールなどによる誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、個人や集団にとって有害な情報の掲載など人権問題が発生している。

Ⅲ 人権教育・啓発の効果的な推進のために

1 人権教育・啓発の実施主体の役割

人権教育・啓発の実施については、国、地方公共団体はそれぞれ人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとともに、国民は人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされている。

従って、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現されるためには、まず、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識するとともに、自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることを基本としながら、人権教育・啓発の各実施主体は、県民のそのような努力を促すという面からもそれぞれの役割を明確にし、その役割に応じて人権

教育・啓発を推進していく必要がある。

人権教育・啓発の実施主体の役割としては、以下のように考えられる。

(1) 大分県同和問題啓発推進協議会（平成14年5月30日以降は「大分県人権教育・啓発推進協議会」に改称）

大分県同和問題啓発推進協議会は、県民啓発の中核機関として、行政機関をはじめ各団体が一体となって、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発活動を推進してきた。

大分県同和問題啓発推進協議会は、今後とも、人権尊重に関する国際的な潮流及び国の動向を視野に入れながら、県民啓発の実施主体として、中立性・公平性を確保しつつ、県民が人権尊重の理念についての理解を深めることができるよう、様々な機会の提供や効果的な手法の採用に配慮しつつ、自らが行う啓発活動のより一層の充実と、県、市町村をはじめ他の実施主体が行う啓発活動への支援、連携の強化を図っていく必要がある。

(2) 県

「推進法」において、人権教育・啓発の実施については、国及び地方公共団体の責務とされ、より一層の積極的な取組が求められている。

とりわけ、県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、国や市町村との連携を図りつつ、県民を対象とした啓発事業、市町村を先導する事業や市町村では実施が困難な事業の実施などにより、効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、市町村に対する助言・情報提供などにより、市町村が行う人権教育・啓発の積極的な取組を支援する必要がある。

(3) 市町村

市町村は基礎的な地方公共団体として、地域に密着したきめ細かな啓発活

動を一層推進する必要がある。

そのためには、市町村長部局における人権教育・啓発の推進体制の整備をはじめ、市町村長部局と教育委員会及びその他関係機関との連携協力に努めるとともに、人権教育・啓発の方法及び内容について創意工夫し、真に地域住民に理解と共感が得られるような啓発活動を実施する必要がある。

なお、市町村間に人権教育・啓発の取組に大きな格差がみられるが、人権教育・啓発の効果的な推進のためには、今後は、市町村による共同かつ広域的な人権教育・啓発に取り組む必要がある。

(4) 学校・社会教育施設

学校教育においては、学校や地域の実態、児童・生徒の発達段階に即した教育活動を通して、すべての人の基本的人権の尊重と共生社会の実現をめざした人権教育の取組が大切である。

そのためには、これからの学校教育において、児童・生徒をそれぞれ人格をもった一人の人間として尊重し、人権問題についての正しい理解と認識を持たせることはもちろんのこと、人権問題を直感的にとらえる感性をより豊かにはぐくむとともに、思考力や判断力、実践力の育成に指導の力点を置く必要がある。

また、教職員についても、人権問題に対する理解と認識を深め、人権問題の解決を自らの課題としてとらえ、実践できるような研修を充実する必要がある。

一方、社会教育においては、様々な人との交流を通じて他人を思いやる心や協力・協調の態度などの社会性を育成するとともに、生涯学習の観点から、各地域における地域懇談会、各種学級・講座など、生涯の各期で行われているあらゆる学習の機会に人権を尊重する学習を取り入れ、継続的、発展的に行っていく必要がある。

さらに、教育の原点と言われている家庭教育においては、幼児期から豊か

な情操や思いやり、人権の尊さ、生命の尊重を基本理念としたしつけや生活習慣をはじめ、学習の基礎となる集中力や忍耐力、自己学習能力を養う必要があるし、親自身が日常生活において偏見を持たず、人権を尊重する態度をもって行動することが大切である。

(5) 企業・民間団体

企業・民間団体等は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用、公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが大切である。

そのためには、企業等事務所の個々の実情に応じて人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進していく必要があり、民間団体においても、人権教育・啓発の実施主体としての役割を担っていく必要がある。

2 人権教育・啓発の効果的な推進のために

(1) 県内の人権関係団体に対して、人権問題研修などの状況についてのアンケート調査を行った結果、全ての団体が何らかの形で研修を実施しているが、研修講師の選定に苦慮し、大分県同和問題啓発推進協議会に講師の斡旋を依頼しているのが現状である。

また、人権関係の資料や情報については、独自で収集・整備している団体は少なく、ほとんどの団体が国・県・市町村などの行政機関のものを利用している状況である。しかし、資料や情報提供先が個別化していて不便であるので、人権関係の資料や情報を総合的に利用できる場を大分県同和問題啓発推進協議会に求める意見がある。

(2) 大分県同和問題啓発推進協議会としても、このような現状を踏まえ、今後、人権教育・啓発の拠点としての役割を強化するために、名称を「大分県人権教育・啓発推進協議会」とし、行政機関と民間団体が一体となった中

立的な機関としての特質を生かし、自ら行う人権教育・啓発活動の充実を始め、県、市町村等の実施主体が行う人権教育・啓発活動を支援する必要がある。

また、各実施主体のそれぞれの役割を生かしながら、連携と協力を一層推進していく必要がある。

- (3) 更に、人権教育・啓発に関する施策をより総合的、かつ、効果的に推進するためには、企業・民間団体などの人権教育・啓発活動を支援するための人材養成、医療関係者・福祉関係職員等人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修、人権に関する図書・ビデオ・資料などライブラリーの整備や情報の収集・提供システムの充実整備、人権教育・啓発のあり方や手法に関する調査研究などの活動を一層充実する必要がある。

大分県人権尊重・部落差別解消推進員設置要綱

1 目的

人権尊重社会の実現を図るため、人権施策及び人権行政の円滑な推進を図ることを目的として、人権尊重・部落差別解消推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

2 推進員

推進員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

区 分			職
1 知事部局	本庁	局・課・室・センター	知事が指定する統括推進員の職にある者
	地方機関		知事が指定する統括推進員又は副統括推進員（振興局・土木事務所を除く）の職にある者
2 議会事務局			総務課総務事務担当班総括
3 人事委員会事務局			公務員課総務事務担当班総括
4 労働委員会事務局			調整審査課課長補佐
5 監査委員事務局			第一課総務事務担当班総括
6 企業局	本局	課	研修事務担当班総括
	事業所		別表第1の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者
7 病院局	県立病院	総務経営課	総務企画監
8 教育庁	本庁	課・室	教育長が指定する統括推進員の職にある者
	地方機関		教育長が指定する統括推進員又は副統括推進員の職にある者
9 警察本部	本部	課・所・隊・室	次席（副所長及び副隊長を含む）又は総務事務を担当する課長補佐
	警察学校		校長補佐（総務）
	警察署		総務課長

3 推進員の職務

推進員の職務は次のとおりとする。

- (1) 人権・部落差別問題に関する職場研修の推進に関すること。
- (2) 人権・部落差別問題にかかる相談に関すること。
- (3) 人権施策及び人権行政の推進に関すること。
- (4) 人権・部落差別問題にかかる他の行政機関との連絡調整に関すること。

4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は人権尊重・部落差別解消推進課長が定める。

別表 1

企業局事業所

地方機関名	職
総合管理センター総合制御部	課長
総合管理センター発電管理部	第1順位代決権を有する課長
総合管理センターダム管理部	第1順位代決権を有する支所長
総合管理センター工業用水道管理部	課長

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月18日から施行する。
- 2 大分県同和対策推進員設置要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

大分県における人権関連条例等の一覧

分野	条例等の名称	公布日	備考
全人権	大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例	平成 20 年 12 月 19 日	令和 4 年一部改正
	大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例施行規則	平成 21 年 3 月 31 日	令和 4 年一部改正
女性	大分県男女共同参画推進条例	平成 14 年 3 月 29 日	
	大分県男女共同参画推進条例施行規則	平成 14 年 5 月 31 日	
子ども	青少年の健全な育成に関する条例	昭和 41 年 4 月 15 日	
	青少年の健全な育成に関する条例施行規則	昭和 41 年 6 月 3 日	
高齢者 障がい者	大分県福祉のまちづくり条例	平成 7 年 3 月 15 日	
	大分県福祉のまちづくり条例施行規則	平成 7 年 6 月 30 日	
	大分県障害者施策推進協議会条例	昭和 48 年 3 月 31 日	
	大分県精神保健福祉審議会条例	昭和 40 年 10 月 19 日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	平成 28 年 3 月 30 日	
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則	平成 28 年 3 月 30 日	
その他	大分県情報公開条例	平成 12 年 12 月 22 日	
	大分県個人情報保護法施行条例	令和 4 年 12 月 22 日	
	知事が保有する個人情報の保護等に関する規則	令和 5 年 3 月 31 日	※
	大分県安全・安心まちづくり条例	平成 16 年 3 月 31 日	
	大分県犯罪被害者等支援条例	平成 29 年 12 月 22 日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	昭和 53 年 12 月 23 日	
	大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則	昭和 54 年 4 月 1 日	
	大分県行政手続条例	平成 7 年 9 月 29 日	

※印＝同様の規則を任命権者ごとに制定

令和5年度 人権に関する県民意識調査 報告書

概要版



大分県人権啓発イメージキャラクター
「ココロちゃん」

2024(令和6)年

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課

目 次

1. 調査の概要	1
2. 回答者の属性	2
3. 人権全般－人権は尊重されていると思うか－	3
3. 人権全般－人権への関心－	4
3. 人権全般－相談できる場所を知っているか－	5
3. 人権全般－関心のある人権課題－	6
3. 人権全般－効果的な方法－	7
4. 女性の人権問題	8
5. 高齢者の人権問題	9
6. 子どもの人権問題	10
7. 障がい者の人権問題	11
8. 部落差別問題（同和問題）	12
9. 性的少数者の人権問題	14
10－1. 外国人の人権問題	15
10－2. エイズ患者・HIV感染者の人権問題	16
10－3. 新型コロナウイルス等の感染症に伴う人権問題	17
10－4. ハンセン病患者やその家族に関する人権問題	18
10－5. 犯罪被害者やその家族に関する人権問題	19
10－6. インターネットに関する人権問題	20

1. 調査の概要

●調査の目的・趣旨

大分県民の人権に関する意識の現在の全体状況を把握し、過去の本調査や国の調査結果と比較することにより、その変化と傾向を明らかにし、これまでの人権関係教育・啓発等の効果を検証するとともに、調査結果に基づいて実情を踏まえた施策を実施する。

また、この機会を利用して、県民に対する人権尊重意識の啓発や知識の提供を図る。

●調査対象および規模

18歳以上の県内在住者から無作為に抽出した5,000名
(県内有権者の0.5%)

●調査期間

令和5年8月10日～8月31日

●調査方法

調査票を郵送し、無記名による返送もしくはオンライン回答

●調査項目

人権全般や各人権課題に関する設問（全47問）

●回答状況

回答率30.78% 有効回答数1,539（紙1,242+電子297）
H30：回答率39.9% 有効回答数1,996

●報告書の見方

今回調査との比較にあたっては、以下の調査を用いています。

前回：平成30年6月「人権に関する県民意識調査」（大分県）

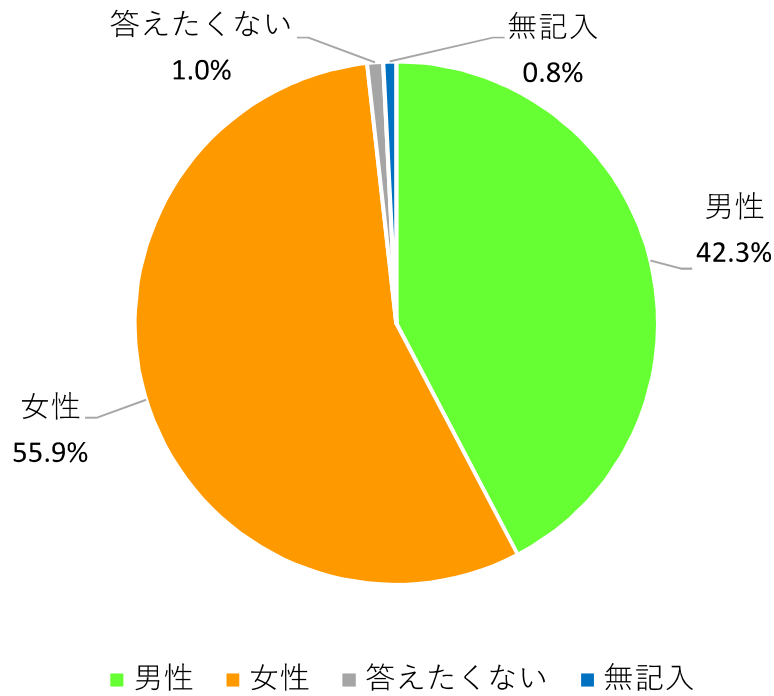
全国：令和4年8月「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

※全国調査および前回調査に設問や選択肢がない場合は、グラフがありません。

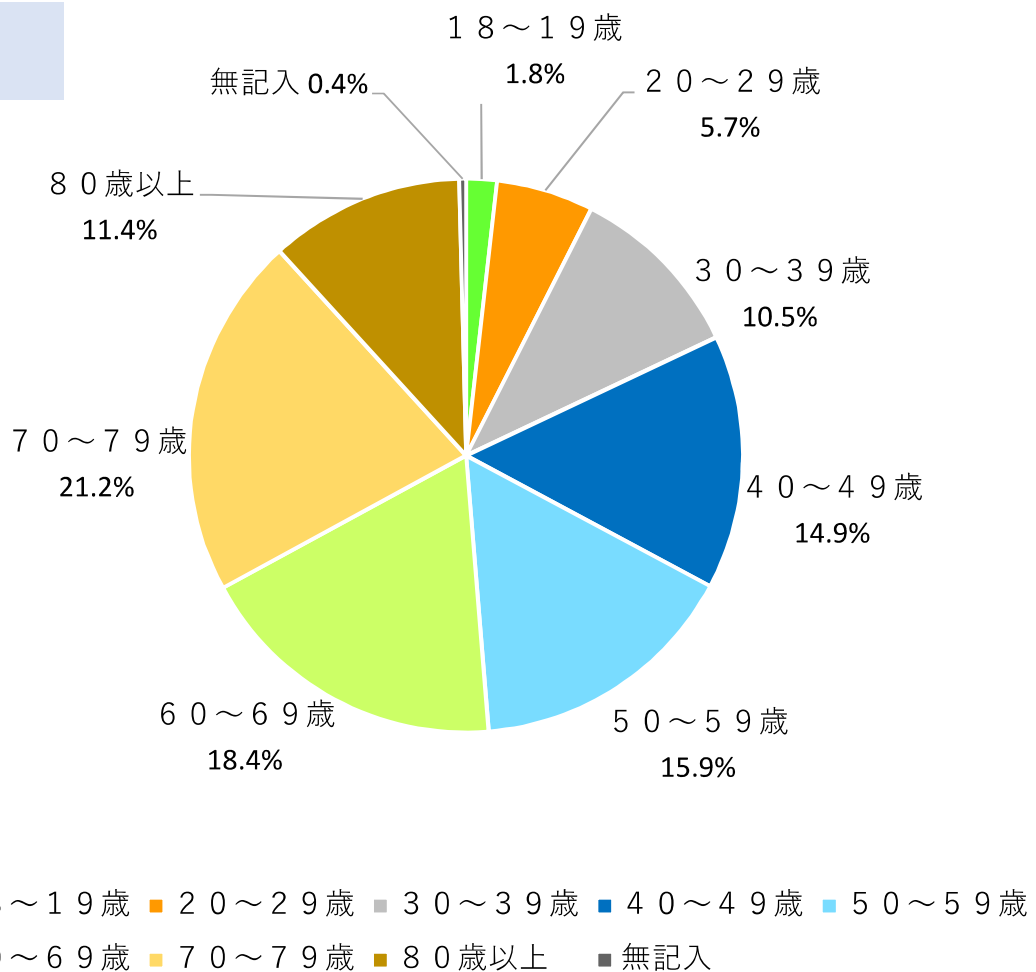
※全国調査には「わからない」の選択肢がないため、全国調査と比較をする設問については、今回調査および前回調査の「特に問題はない」と「わからない」を合算して表示しています。

2. 回答者の属性

性別



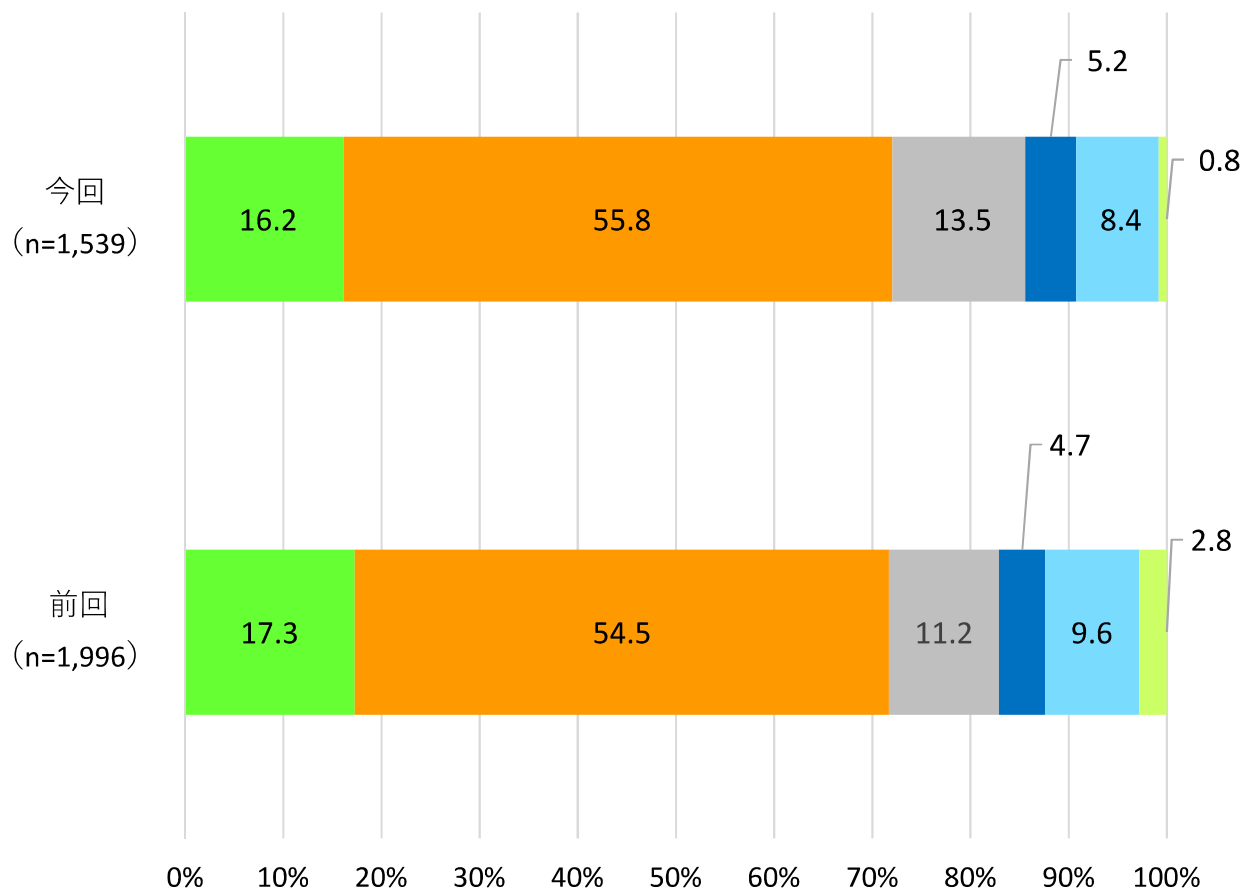
年齢



3. 人権全般 —人権は尊重されていると思うか—

問1-1

今の日本で、人権は尊重されていると思いますか



- 尊重されていると思う
- どちらかといえば尊重されていると思う
- どちらかといえば尊重されていないと思う
- 尊重されていないと思う
- わからない
- 無記入

● 「尊重されていると思う」が約7割

(「尊重されていると思う」+「どちらかといえば尊重されていると思う」)

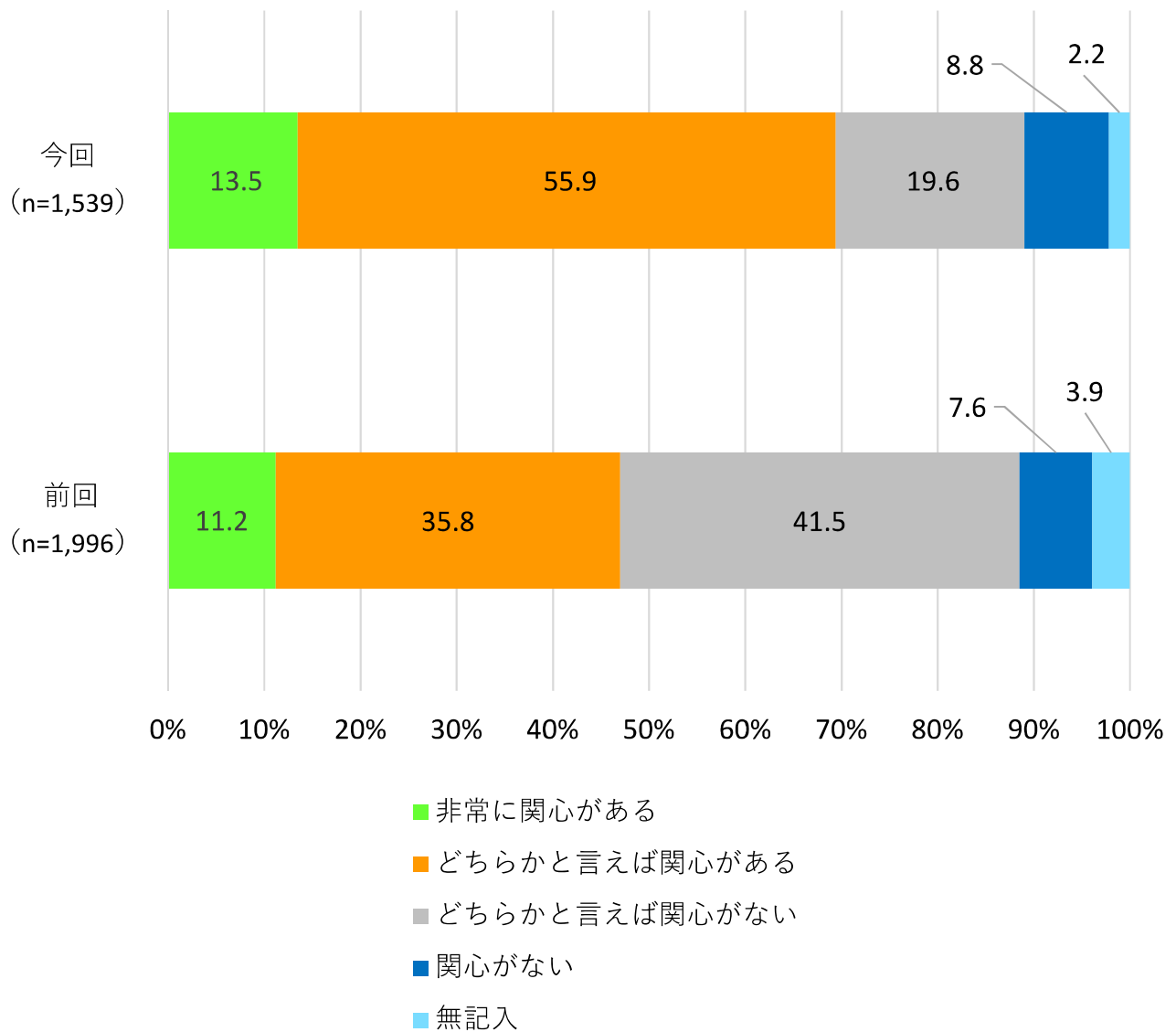
「尊重されていないと思う」が約2割

(「尊重されていないと思う」+「どちらかといえば尊重されていないと思う」)

「わからない」が約1割

3. 人権全般 —人権への関心—

問1-6
人権に関心がありますか

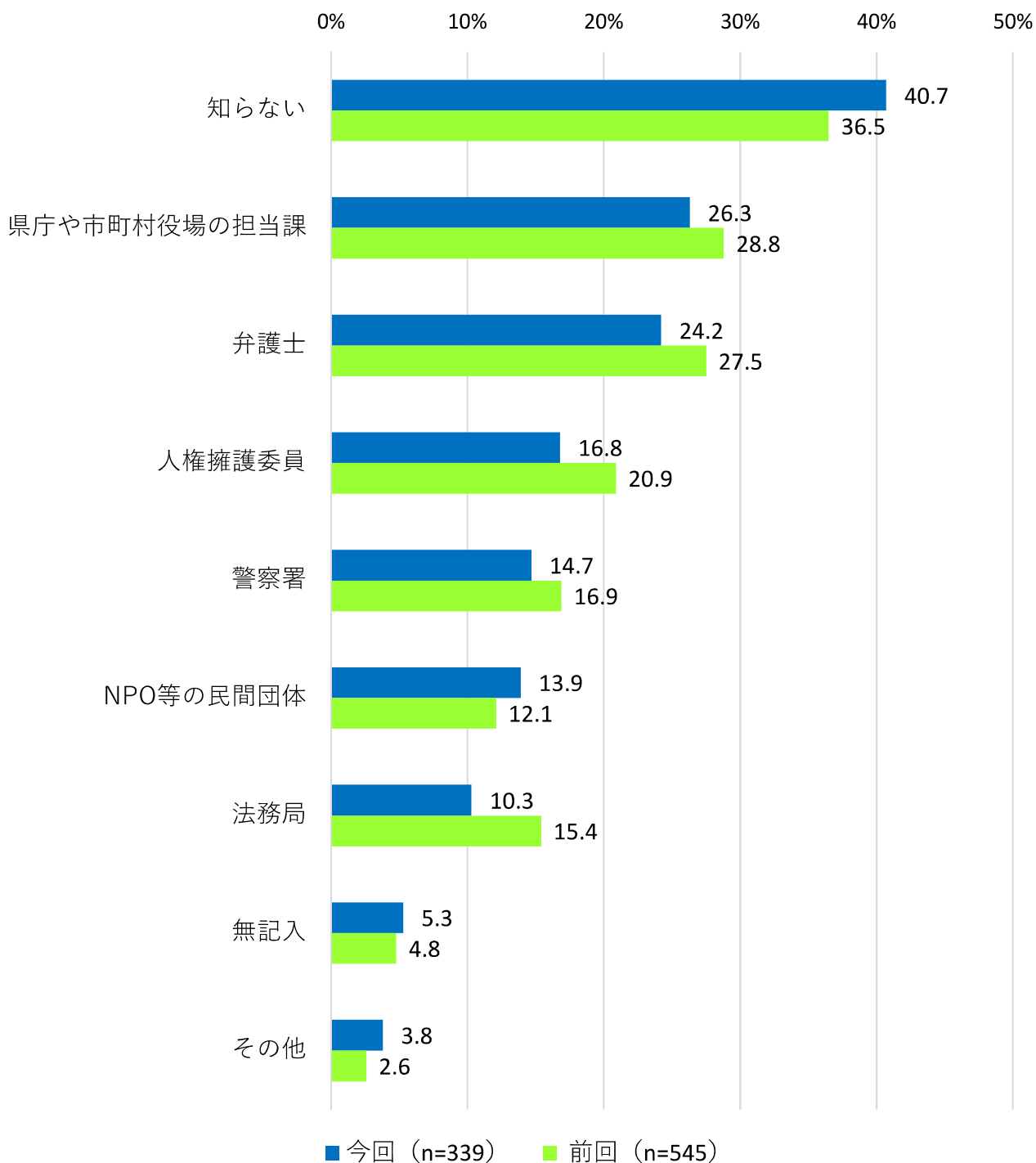


- 「関心がある」が約7割
(「非常に興味がある」 + 「どちらかといえば興味がある」)
「関心がない」が約3割
(「興味がない」 + 「どちらかといえば興味がない」)
- 前回調査と比較して、「どちらかといえは関心がある」の割合が増加

3. 人権全般 —相談できる場所を知っているか—

問1-4

差別や人権侵害を受けた場合に相談できる機関(場所)があることを知っていますか (※問1-2 これまでに差別や人権侵害を受けたことが「ある」と答えた方に)

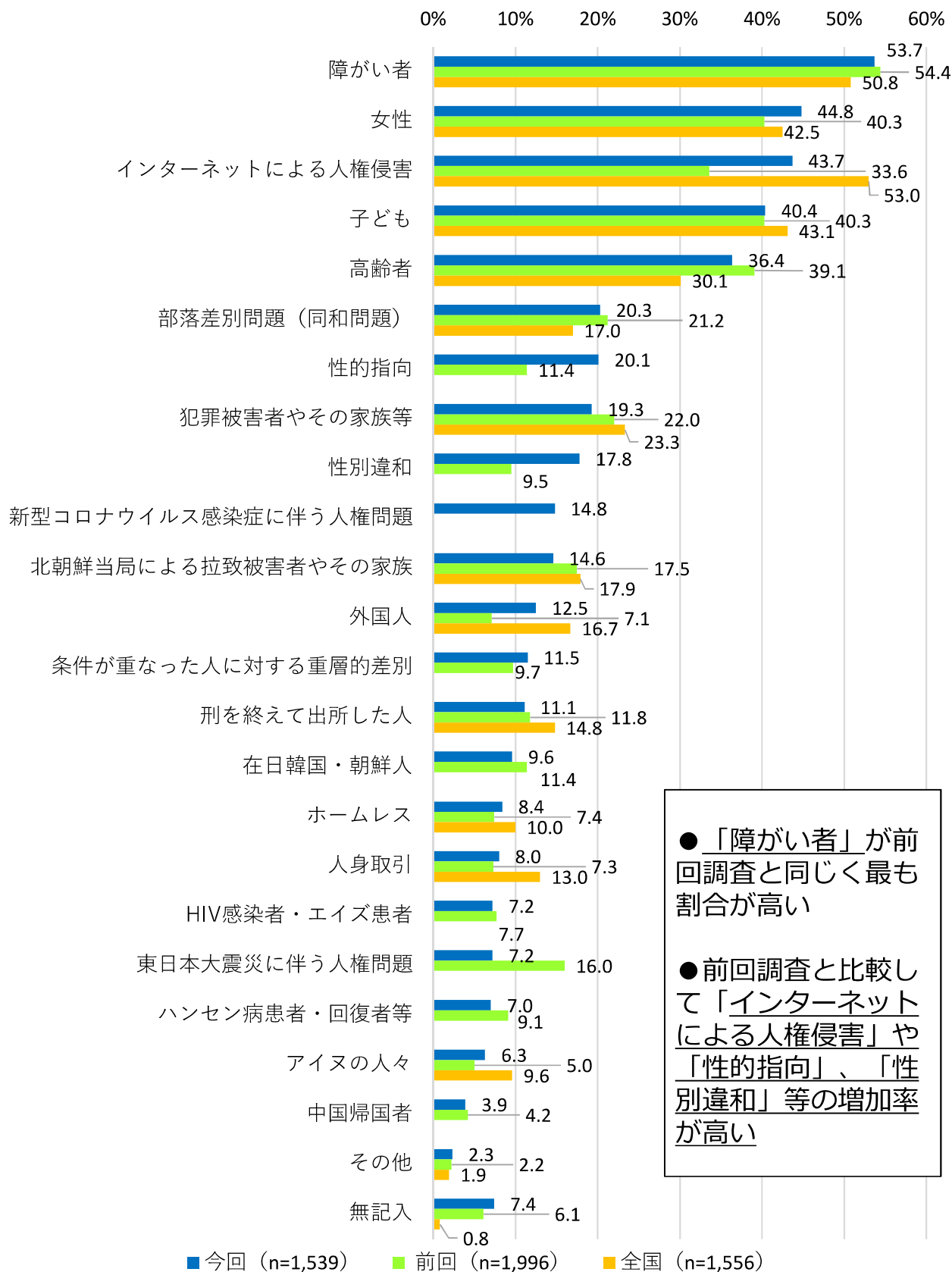


● 差別や人権侵害を受けた場合に、相談する場所を「知らない」が、約4割

3. 人権全般 — 関心のある人権課題 —

問1-7

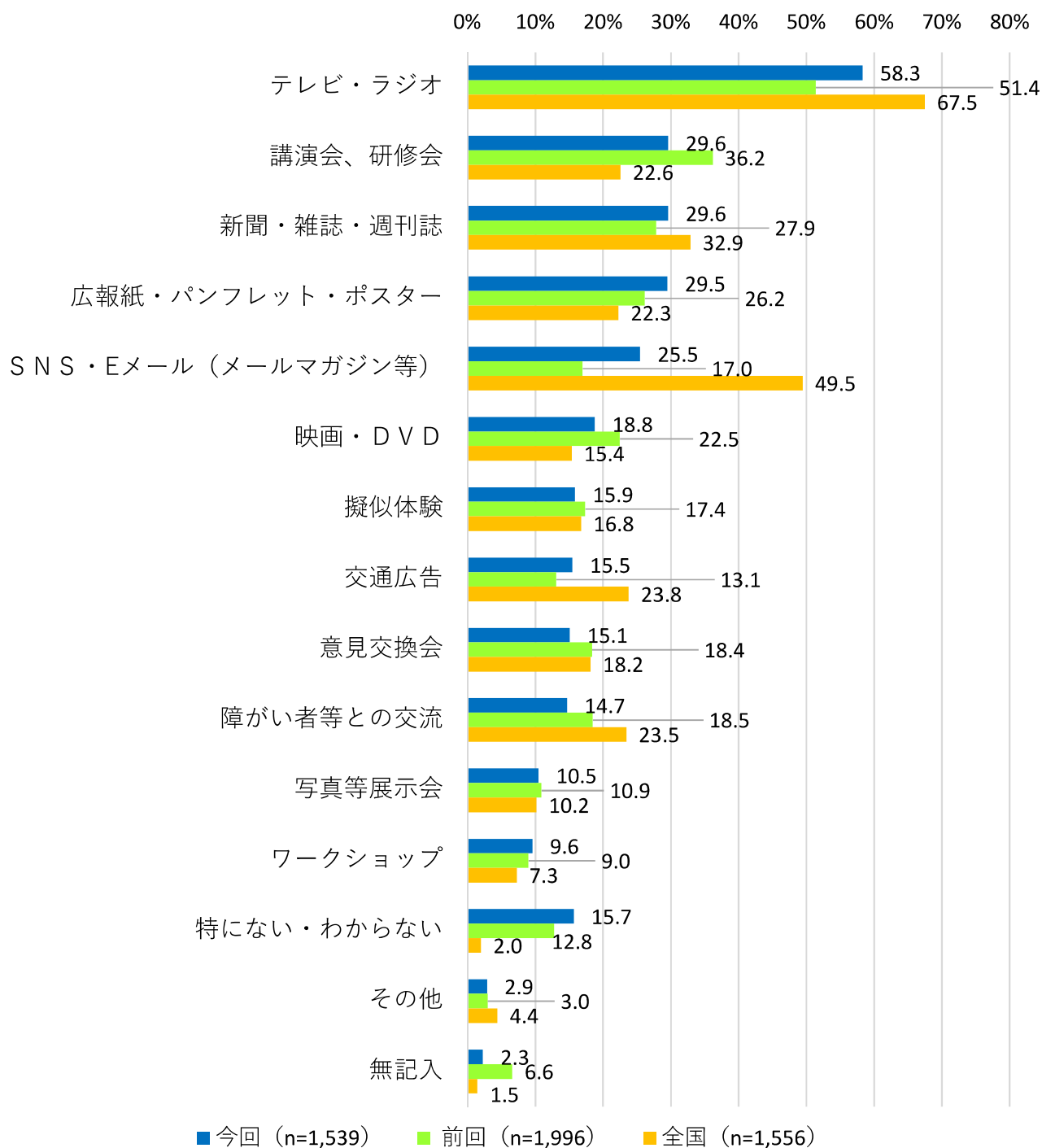
日本における人権課題で、関心があるのはどの課題ですか (※複数回答可)



3. 人権全般 —効果的な方法—

問1-12

あなたは、人権の大切さを多くの人に知ってもらうには、どんな方法が効果的だと思いますか(または、あなたならどれが良いですか) (※複数回答可)

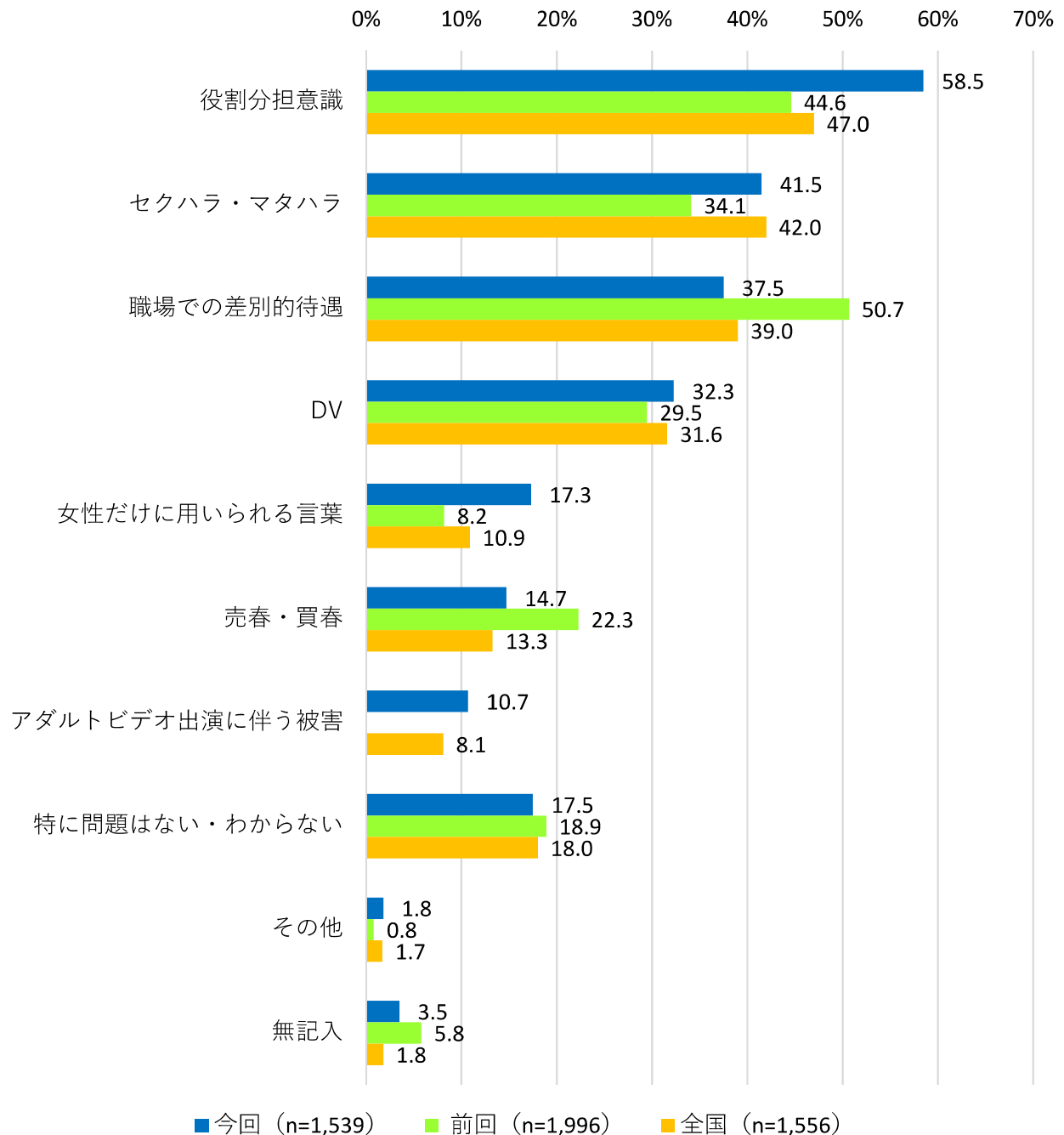


- 「テレビ・ラジオ」が前回調査と同じく最も割合が高い
- 「SNS・Eメール (メールマガジン等)」は全国調査より低いものの、前回調査からの増加率が高い

4. 女性の人権問題

問2-2

あなたは、女性に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか
(※複数回答可)

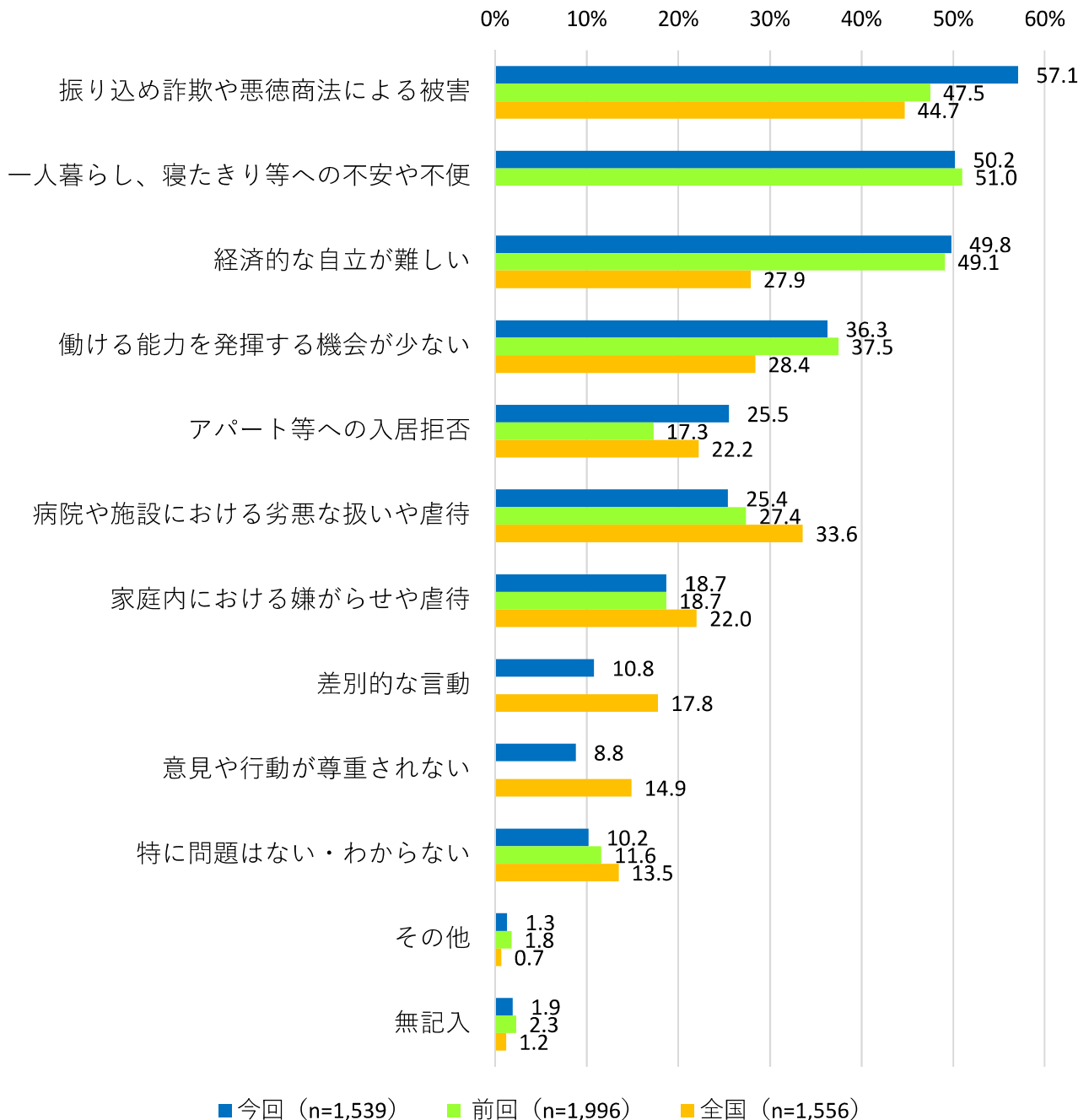


- 前回調査と比較して「職場での差別的待遇（女性が管理職になりにくい等）」などが減少、「役割分担意識（家事は女性など男女の固定的な役割意識）」などが増加

5. 高齢者の人権問題

問3-2

高齢者に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか
(※複数回答可)

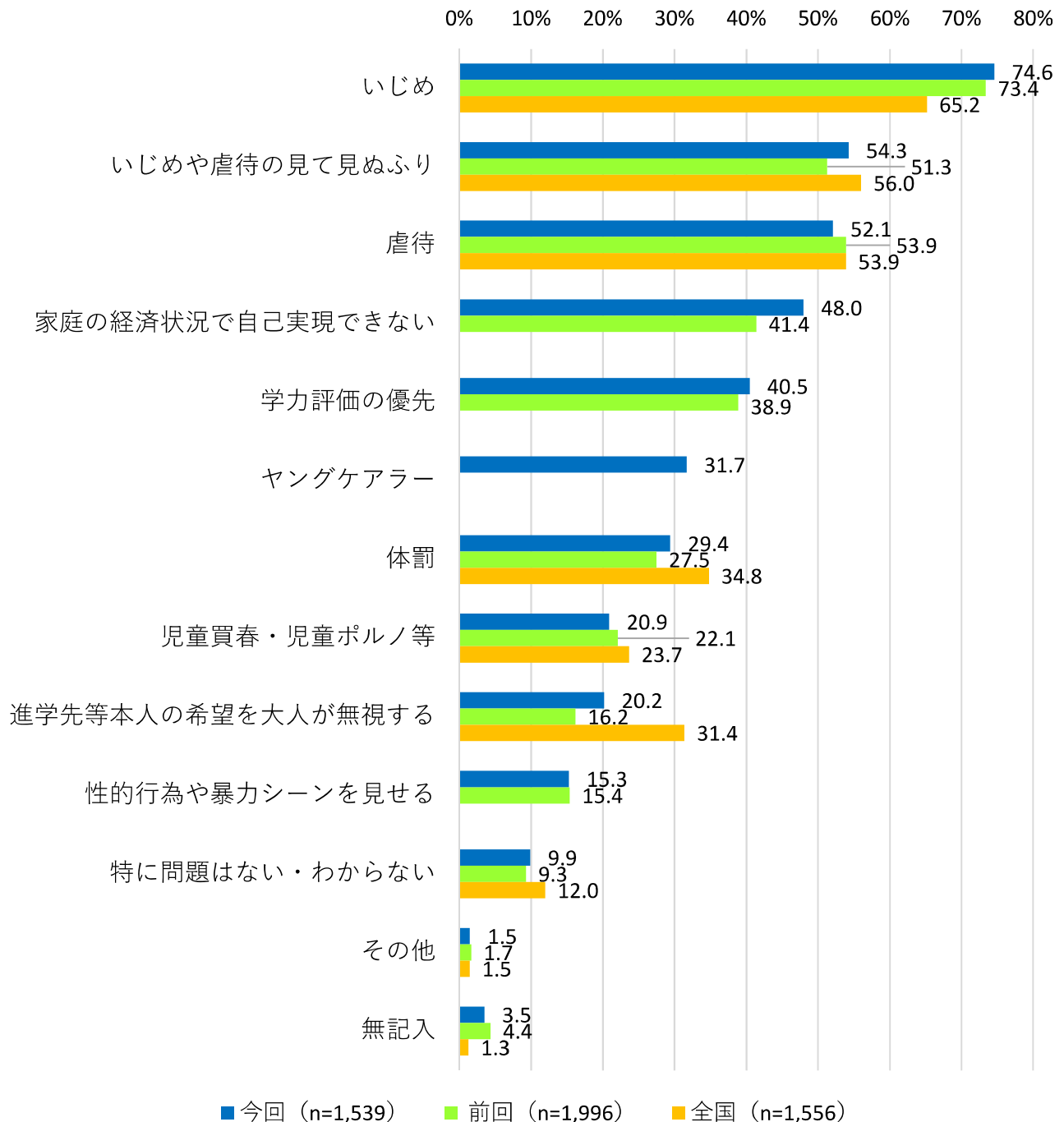


- 前回調査と比較して「振り込め詐欺や悪徳商法による被害」や「アパート等への入居拒否」の増加率が高い
- 全国調査と比較して「経済的な自立が難しい」の割合が高い

6. 子どもの人権問題

問4-2

子どもに関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか
(※複数回答可)

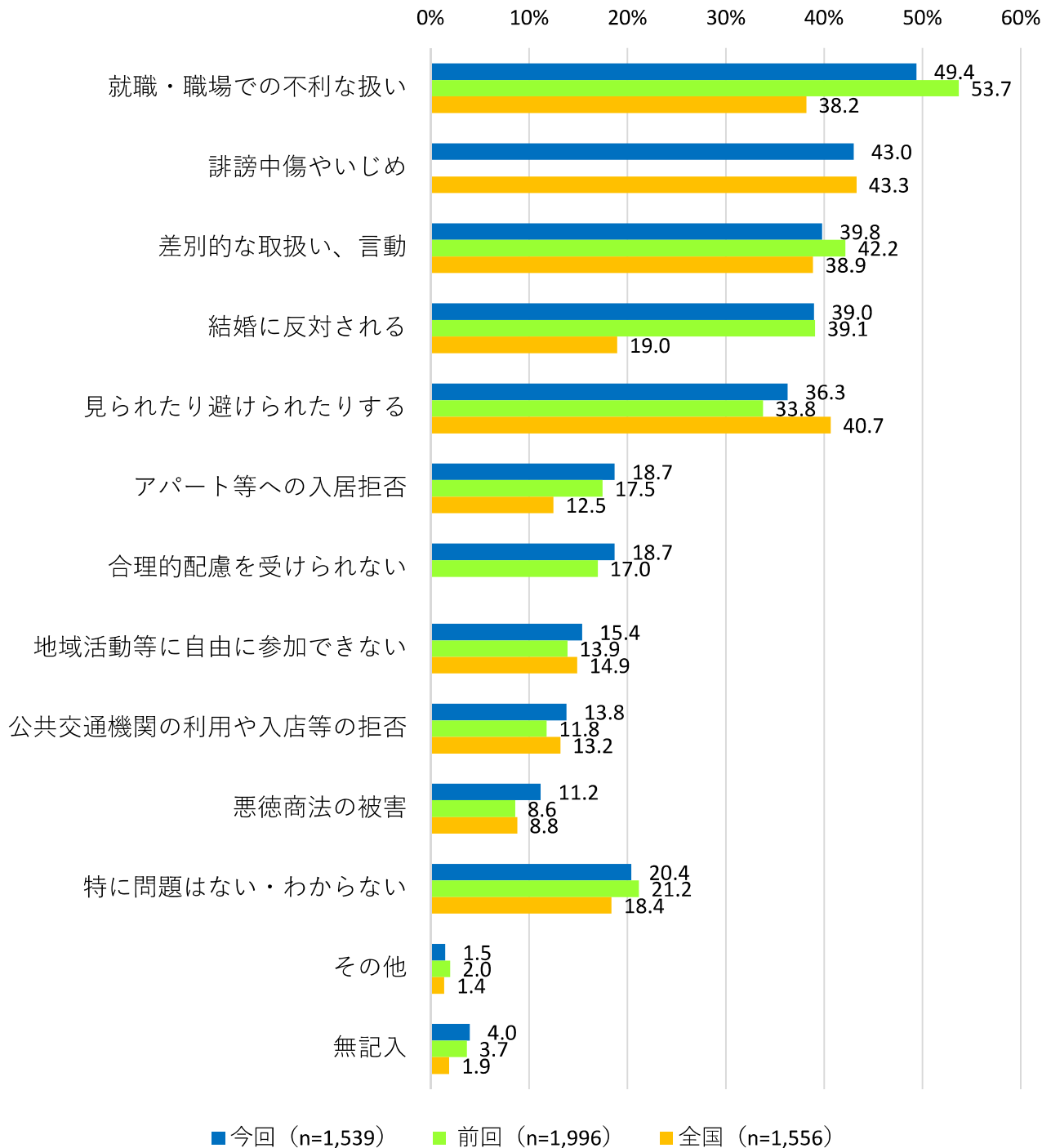


- 前回調査と比較して大きな変化はなく、「いじめ」や「虐待」の割合が高い
- 「ヤングケアラー」は、約3割の方が選択
(※前回調査および全国調査には選択肢なし)

7. 障がい者の人権問題

問5-2

障がい者に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか
(※複数回答可)

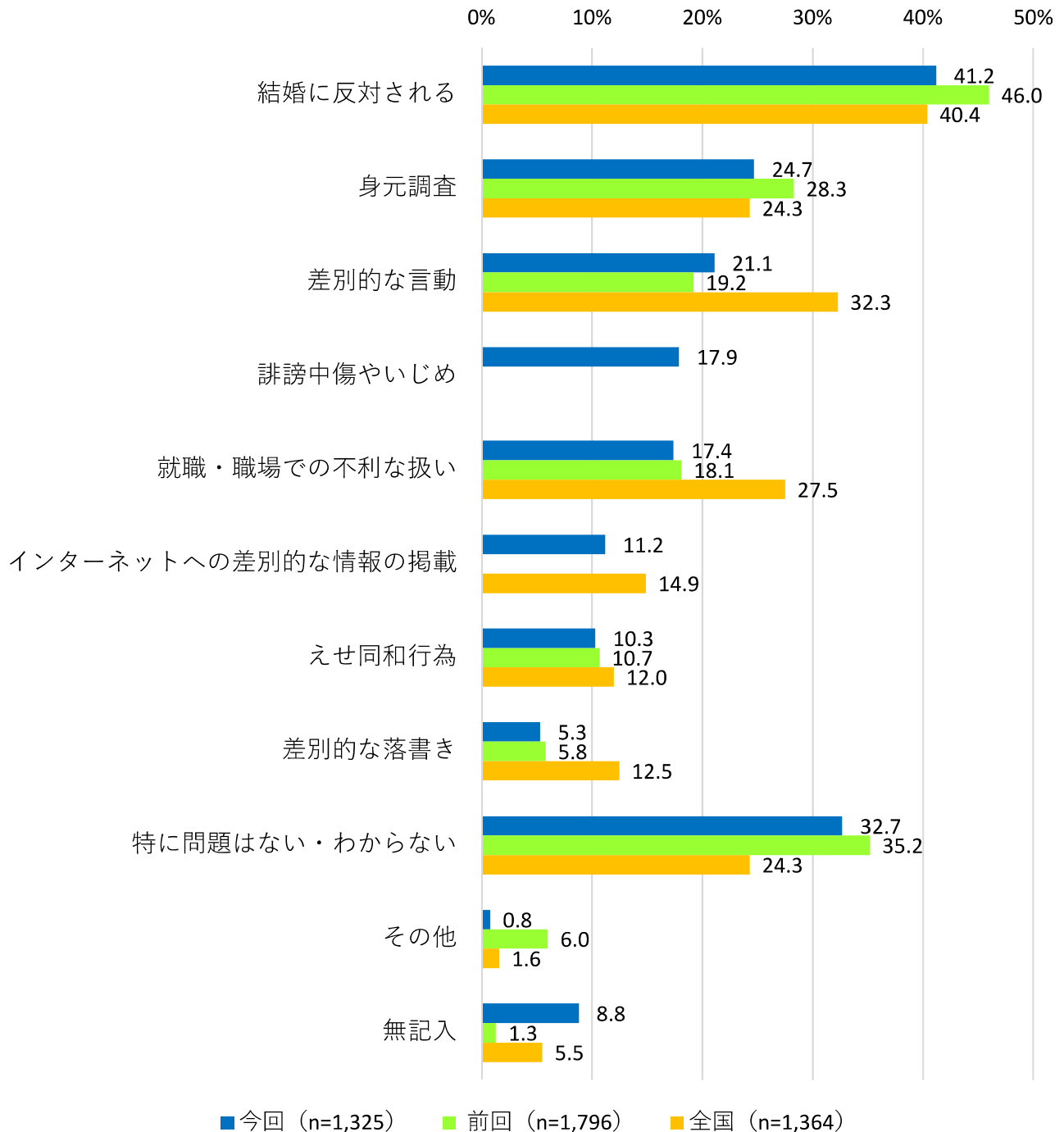


● 前回調査と比較して大きな変化はなく、全国調査と比較して「就職・職場での不利な扱い」や「結婚に反対される」の割合が高い

8. 部落差別問題（同和問題）

問6-4

部落差別問題(同和問題)として、現在、どのような問題が起きていると思いますか
(※複数回答可)

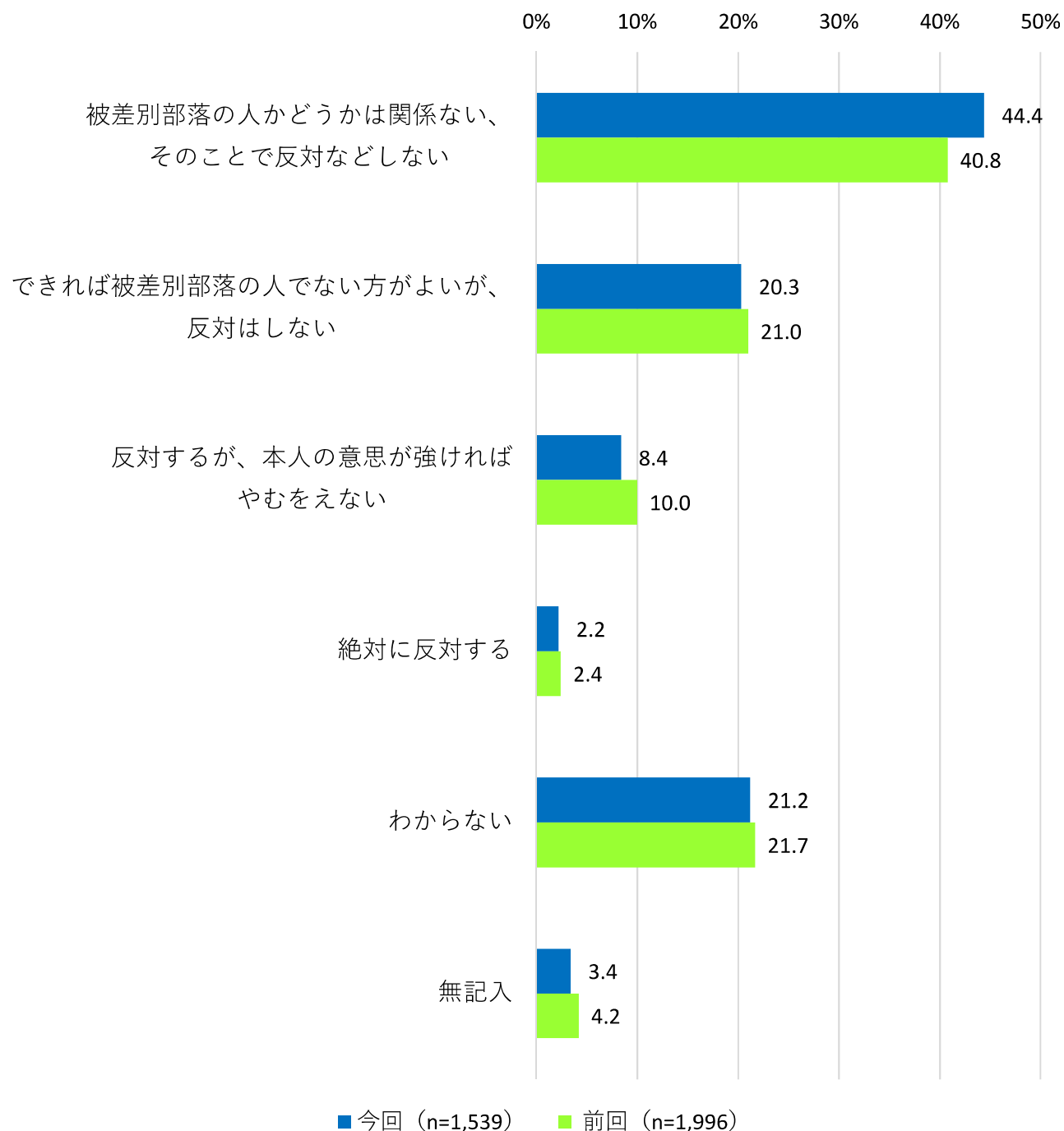


● 前回調査と比較して大きな変化はなく、「結婚に反対される」や「わからない」の割合が高い

8. 部落差別問題（同和問題）

問6-5

お子さんが被差別部落(同和地区)の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか

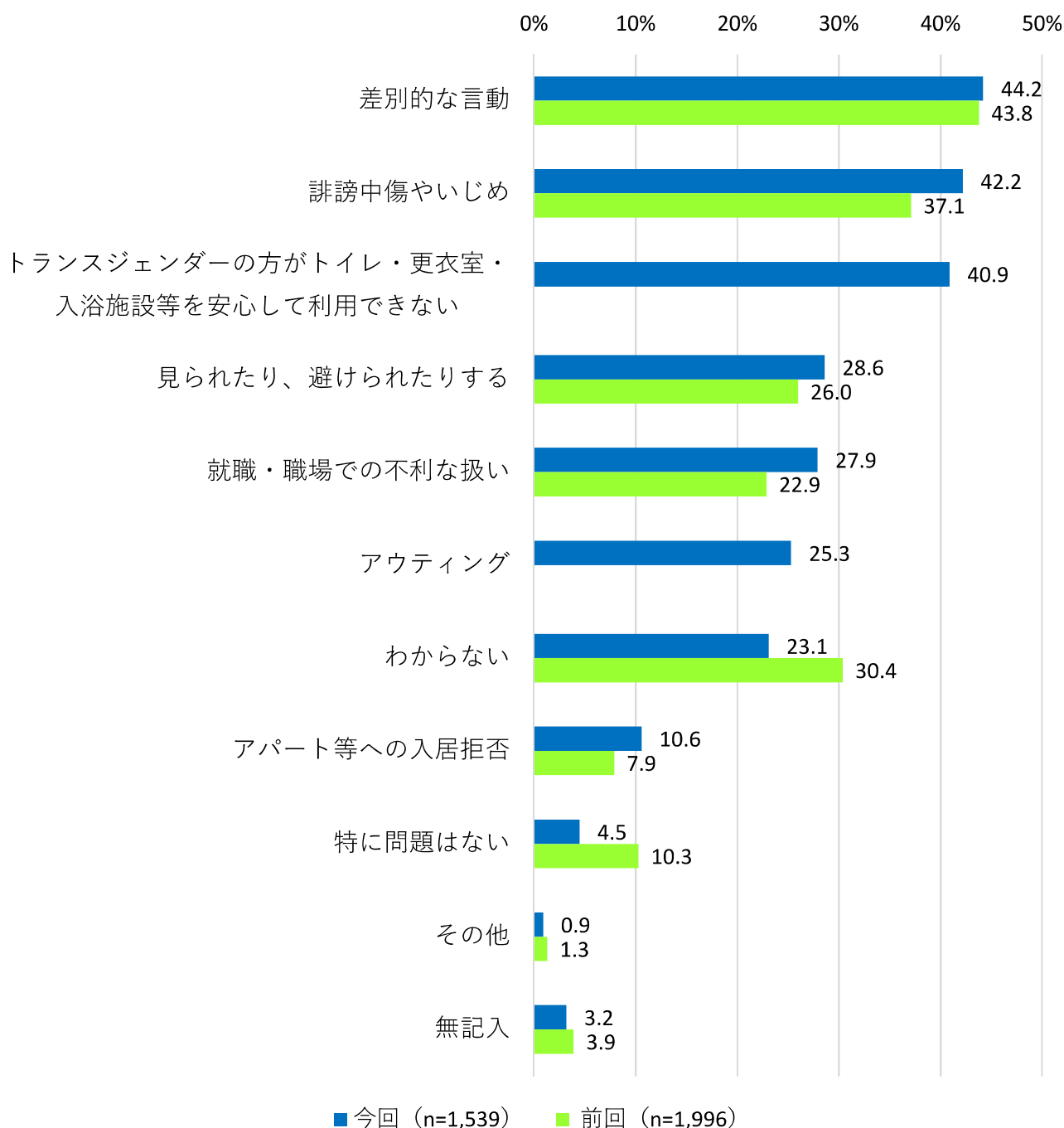


● 前回調査と比較して大きな変化なし

9. 性的少数者の人権問題

問7-1

性的少数者(LGBT)に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか(※複数回答可)

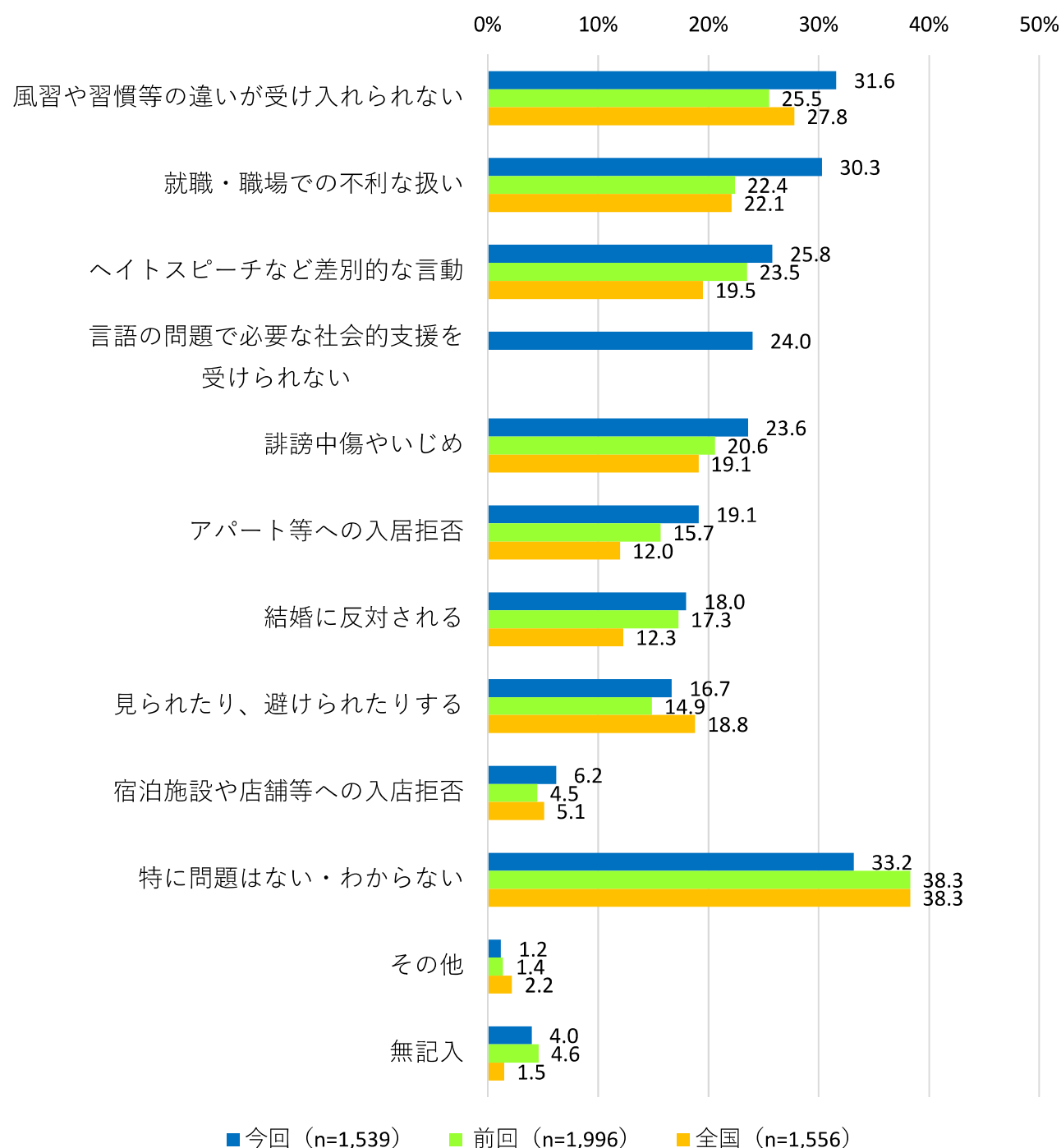


- 前回調査と比較して、「わからない」と「特に問題はない」の割合が減少
- 「トランスジェンダーの方がトイレ、更衣室、入浴施設等を安心して利用できないこと」は、約4割の方が選択(※前回調査調査には選択肢なし)

10-1. 外国人の人権問題

問8-1

日本に居住している外国人に関することで、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか(※複数回答可)

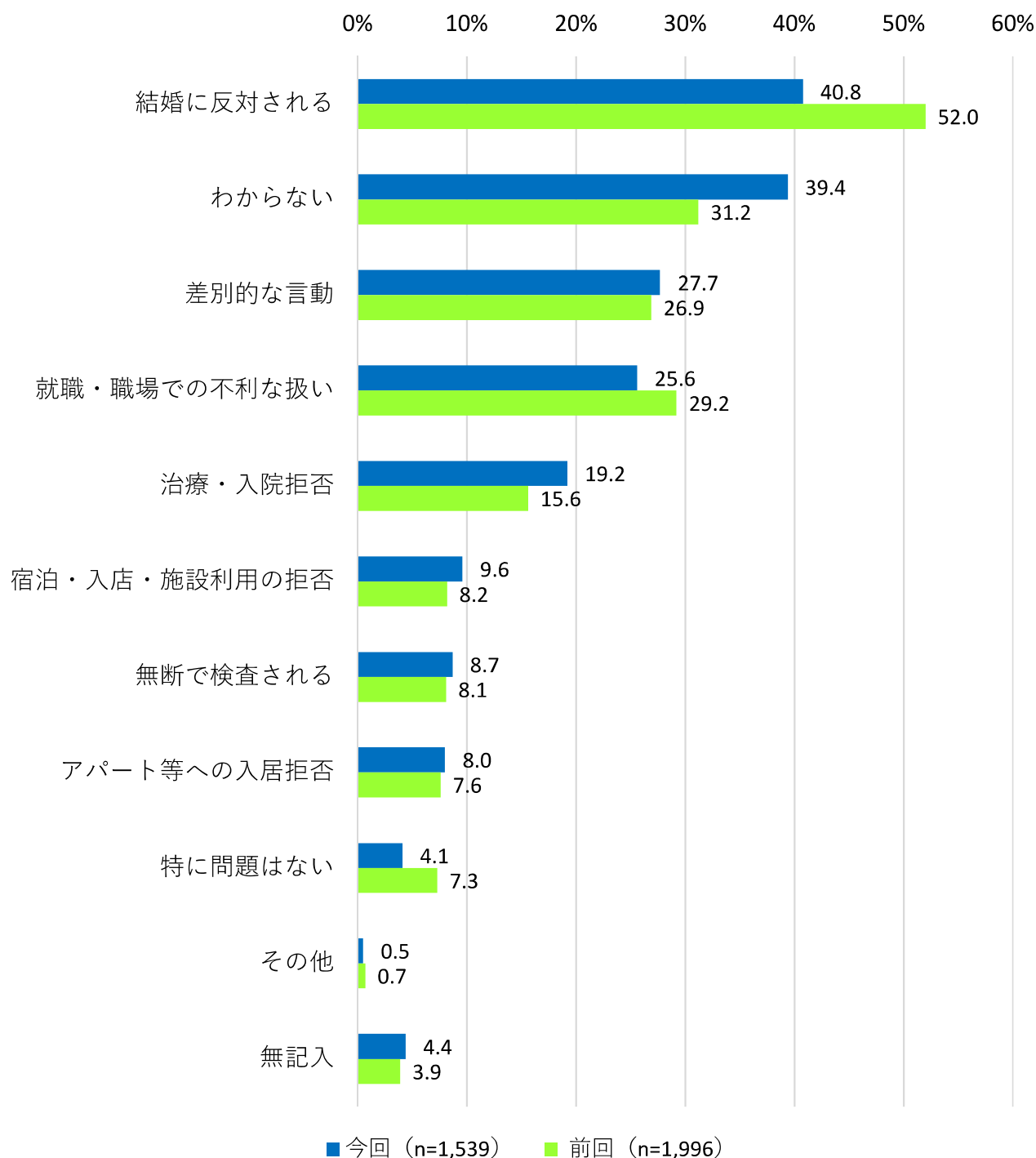


● 前回調査と比較して大きな変化はなく、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」や「就職・職場での不利な扱い」などの割合が高い

10-2. エイズ患者・HIV感染者の人権問題

問8-2

エイズ患者・HIV感染者やその家族に関する事で、現在どのような人権問題があると思いますか(※複数回答可)

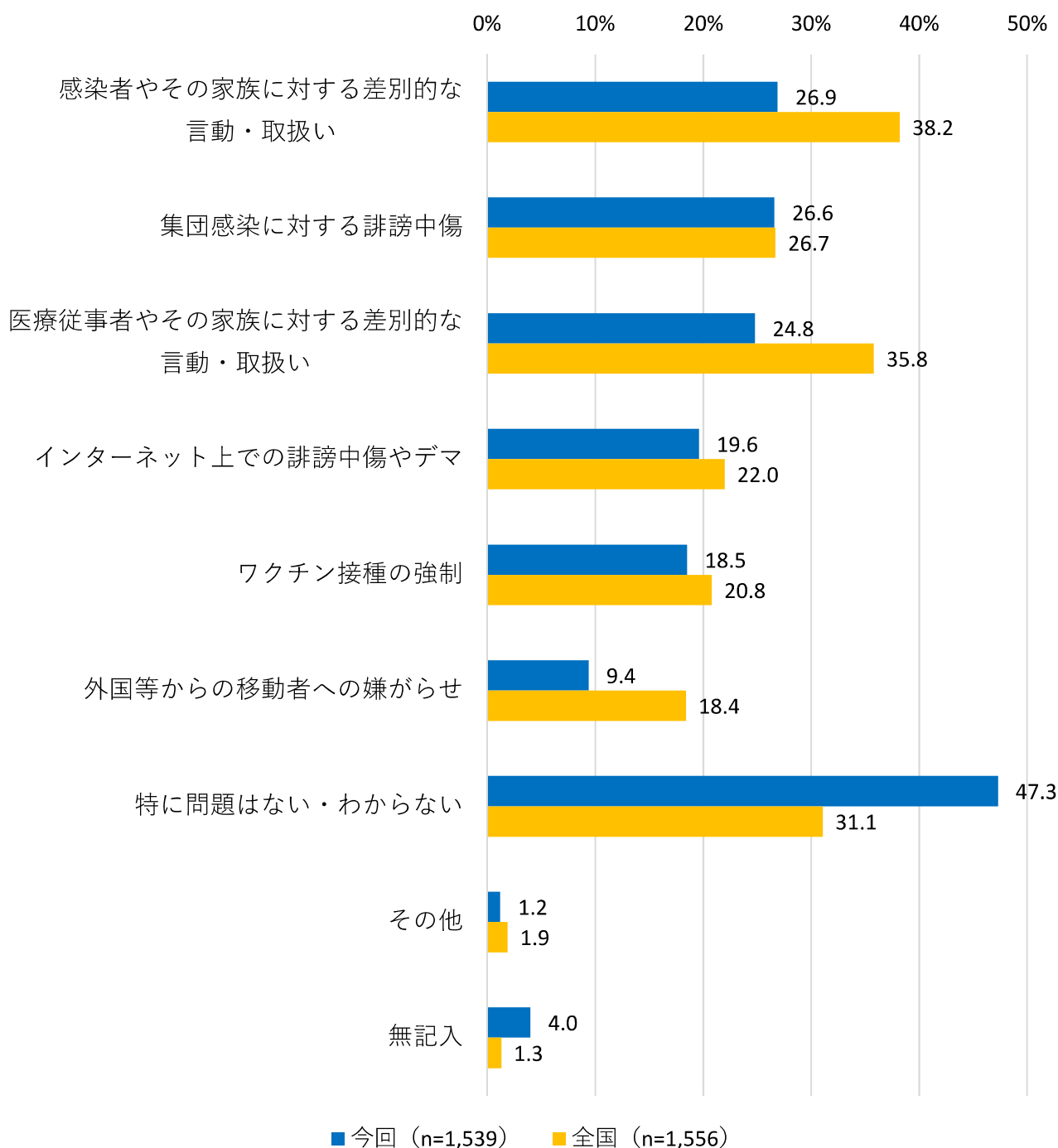


- 「わからない」が前回調査よりも高くなり、「結婚に反対される」とほぼ同じ割合となっている

10-3. 新型コロナウイルス等の感染症に関する人権問題

問8-3

新型コロナウイルス等の感染症に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか(※複数回答可)

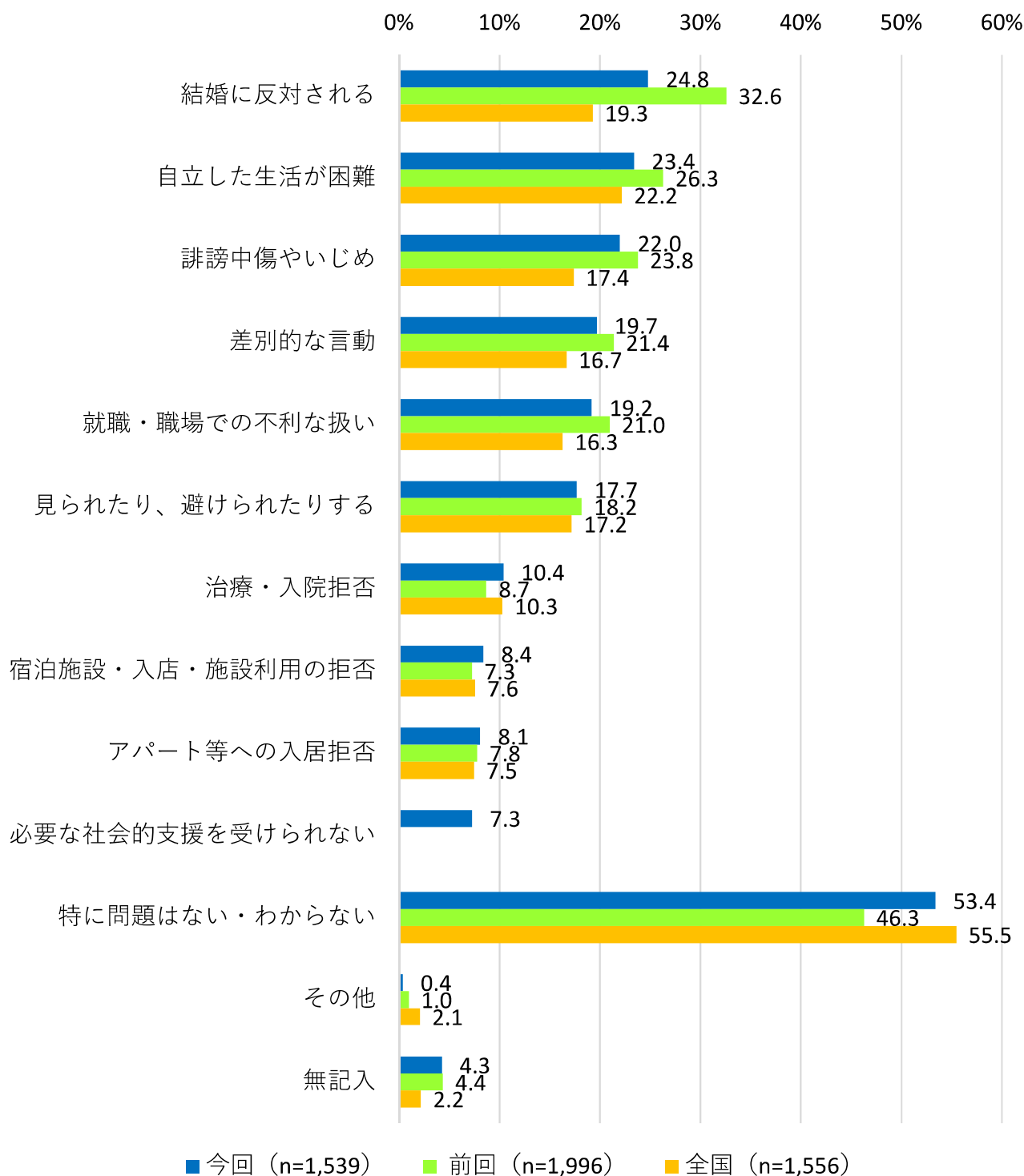


- 「感染者やその家族に対する差別的な言動・取扱い」や「医療従事者やその家族に対する差別な言動・取扱い」など、全国調査と比較して全般的に割合が低い

10-4. ハンセン病患者やその家族に関する人権問題

問8-4

ハンセン病患者・回復者やその家族に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか(※複数回答可)

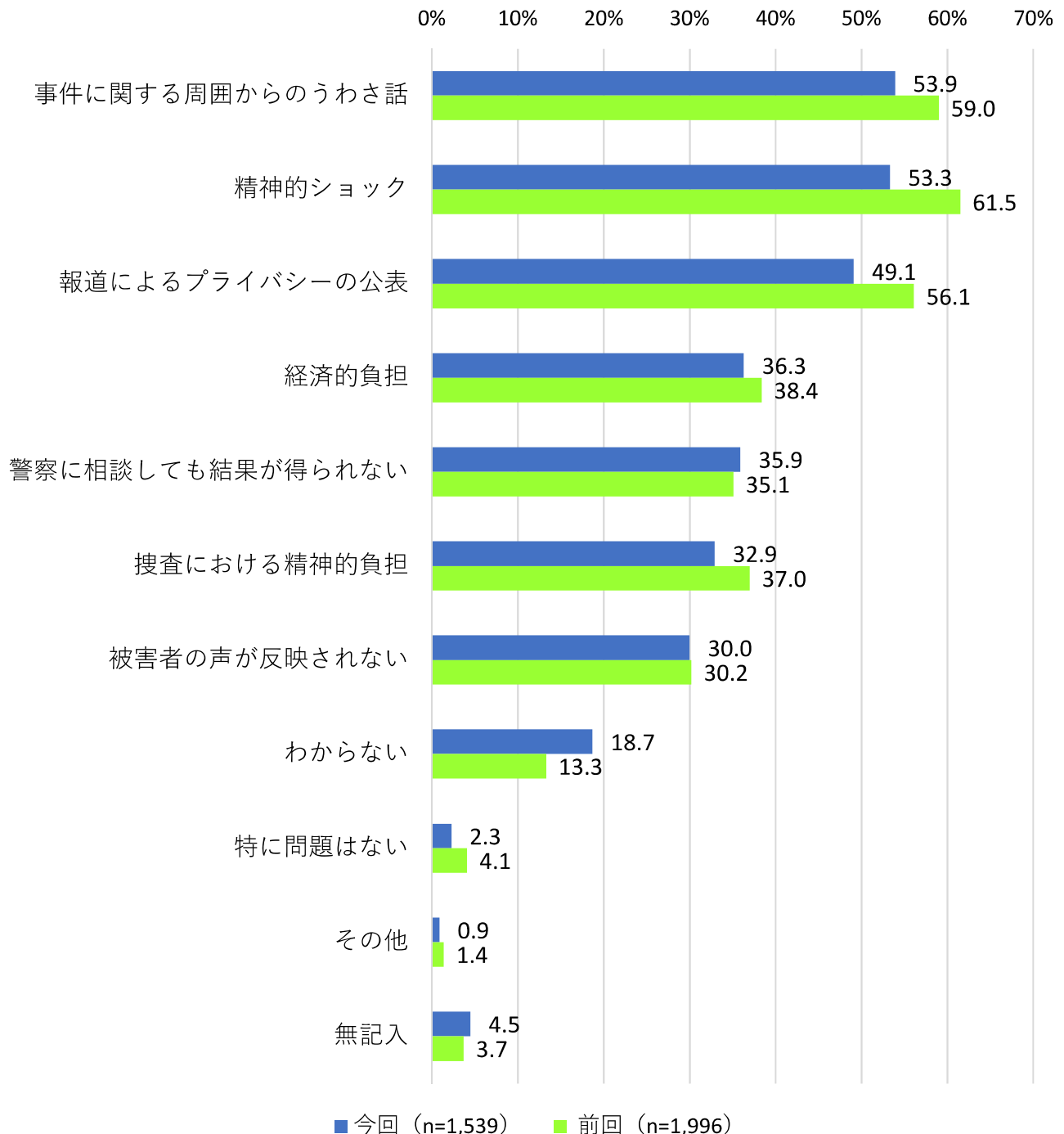


● 前回調査と比較して大きな変化はなく、「わからない」の割合が高い

10-5. 犯罪被害者やその家族に関する人権問題

問8-5

犯罪被害者やその家族等に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか(※複数回答可)

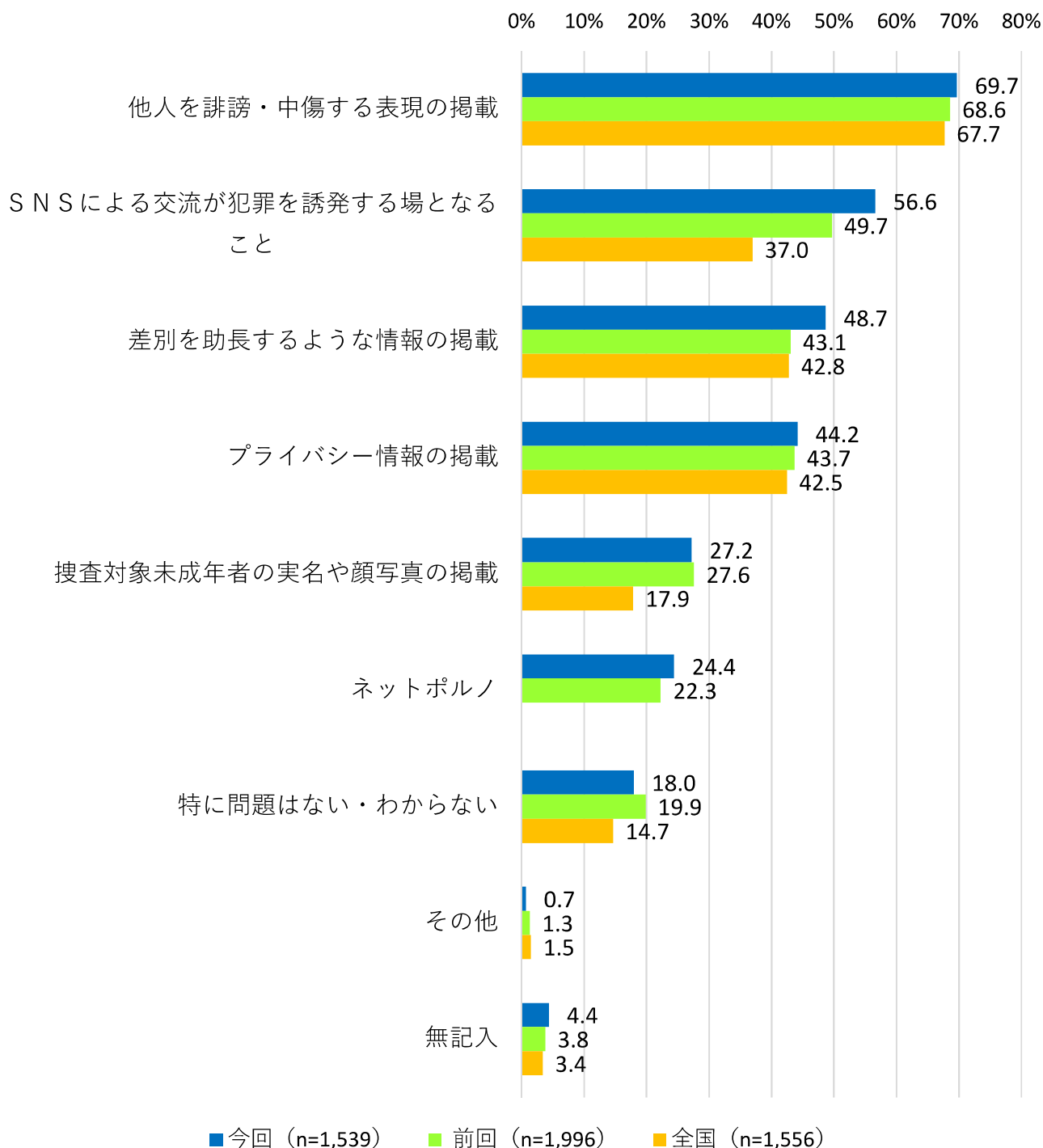


● 前回調査と比較して大きな変化はなく、「事件に関する周囲からのうわさ話」や「精神的ショック」、「報道によるプライバシーの公表」の割合が高い

10-6. インターネットに関する人権問題

問8-6

インターネットによる人権侵害に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか(※複数回答可)



- 前回調査と比較して大きな変化はなく、「他人を誹謗・中傷する表現の掲載」や「SNSによる交流が犯罪を誘発する場となること」の割合が高い

大分県同和対策審議会議案書

(平成14年11月8日)

(1) 大分県における同和対策事業の総括

■ 昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間にわたり3つの特別措置法に基づいて実施してきた特別対策は、平成14年3月末で終了した。

この間、県及び市町村で実施した同和対策事業費の総額は約1,379億円であり、うち生活環境改善等の物的事業は約770億円(55.9%)、教育・啓発等の非物的事業は約609億円(44.1%)である。

財源内訳は、国庫支出金が約565億円(41.0%)、県支出金が約280億円(20.3%)、市町村支出金が約534億円(38.7%)となっている。

この33年間の事業の効果については、国が実施した平成5年度同和地区実態把握等調査の大分県分結果及び平成7年度大分県同和対策実態調査の結果、さらには前回の審議会でも評価されたとおり、生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当の成果をあげ、同和地区と周辺地域との較差はほとんどみられなくなったところである。

しかしながら、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。

また、同和教育や啓発活動についても、平成11年に実施した人権問題に関する県民意識調査の結果では、約半数の人が同和問題を県民全体の問題として捉えなければならないと考えており、しかも同和教育や啓発活動に参加した人でこのような意識の改善がみられるなどの一定の成果がある一方、結婚問題を中心に差別意識がいまだ存在している状況である。

このように、今後の主要な課題は、部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進である。

■ 第13回大分県同和対策審議会（平成9年8月5日）以降の5年間における県の同和対策事業については、その審議の場において確認された、①非物的事業については、一般対策を有効かつ適切に活用し、課題解決に向け関係機関と連携を図りながら実施する、②県単独特別対策事業については、原則的に国の方針を踏まえ、本県の実態を勘案しながら、全面的に見直し（廃止・一般対策への移行等）をする、などの方針の下で推進されてきた。

この平成9年度から13年度までの5年間において、県及び市町村が実施した事業費の総額は約102億円であり、うち生活環境改善等の物的事業は約2.4億円（2.3%）、教育・啓発等の非物的事業は約99.8億円（97.7%）である。

財源内訳は、国庫支出金が約29億円（28.7%）、県支出金が約57億円（55.7%）、市町村支出金が約16億円（15.6%）となっている。

この5年間の事業費総額は、33年間の総事業費の7.4%に当たるが、非物的事業の比率が高くなったり、県支出金の割合が増加するなど、前回審議会時点までの28年間の状況（昭和44年度から平成8年度まで、比率＝物的事業60.2：非物的事業39.8、財源内訳＝国42.0：県17.5：市町村40.5）とは様変わりしている。

これは、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の一部が平成9年3月に改正され、特別対策としての事業が15事業に絞り込まれたこと等によるものである。

各施策のこれまでの主な実績と課題等については次のとおりである。

〈生活環境の改善〉

社会基盤の整備としては、下水道事業を12市町16か所、都市公園事業を5市町9か所で実施し、根幹的な公共施設の整備、改善を図ってきた。

住環境の改善としては、小集落地区改良事業を5市町7地区で実施、地域改善向公営住宅建設事業により26市町村において総戸数1,039戸を建設、さらに住宅新築資金等貸付事業により26市町村において3,996件の貸付を行い、また、

地区内において地区道路の新設改良557件、下排水路の整備327件、危険箇所対策162件の事業を実施し、住環境の改善、整備を図ってきた。

今後は、地域の実情を踏まえ、かつ、地域の均衡にも配慮しながら公共施設の整備を図る。

なお、住宅新築資金等貸付事業については、個々の住環境改善には成果をみたとところであるが、今後の課題は貸付金の償還の促進であり、法的措置を含め貸付金の回収について、より一層の取組を行う。

〈社会福祉の増進〉

地区内における福祉保健対策については、児童福祉対策としての保育所への加配保母の配置を実施してきたが、平成9年度から一般対策化している。

また、老人保健対策としての人間ドック助成と母子保健衛生対策としての出産費助成を平成13年度まで実施してきたが、今後は一般の老人保健施策、母子保健衛生施策の中で対応することとした。

隣保館については、これまで地区住民に対する生活上の各種相談をはじめ社会福祉等に関する事業を総合的に実施してきたが、平成9年度から社会福祉事業法の対象施設へと位置付けが変わったことを受け、平成11年度から平成13年度にかけて、県内の10館すべてにおいて大規模修繕や施設のバリアフリー化等に取り組んできた。

今後は、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域集会施設や児童館、老人憩いの家、デイケア施設等との連携によって活動の一層の充実・活性化を図っていく。

社会福祉の増進について、今後は、各種施策が充実するなか、すべての県民の生活の向上と福祉の増進を図るため、福祉、保健、医療の連携のもとに、総合的、効果的に推進する。

〈産業の振興〉

農林水産業の振興については、ほ場整備、かんがい排水、農道整備、林道整備、魚礁、築いそ等の整備を実施し、生産基盤の整備はほぼ完了した。

また、近代化施設の整備として、共同作業所、ハウス・温室、ライスセンター及び養殖・加工施設等を建設するとともに農山漁村経営改善資金、農業近代化資金の貸付を行い、効率的かつ安定的な農業経営ができる条件整備を図ってきた。

これらの生産基盤及び近代化施設の整備等により地域の農林漁家の経営規模の拡大や生活の安定に寄与してきたが、一部の施設では、建設後の諸事情により低利用化、遊休化した施設もみられるので、今後は経営指導を強化するとともに関係者の主体的な努力を支援する。

また、農業用施設の管理運営や農業の技術経営等の相談活動については、これまで営農指導員を配置してきたが、今後は、担い手育成緊急地域経営構造コンダクターを設置して、これまで整備してきた施設の点検評価や経営指導を行うとともに、関係者、関係機関との連携を一層強化し、地域農業の持続的な発展を図る。

中小企業の振興については、同和地区小規模企業者に対し、同和中小企業相談所を設置し経営指導をするとともに、巡回相談事業も併せて行ってきたが、昨今の景気の低迷により、本県においても中小企業を取りまく環境は厳しさを増している。

今後は、県内中小企業の経営体質の強化や倒産防止対策を充実するとともに、各商工会議所等における経営指導により、同和地区小規模企業者の経営の改善、自立を支援する。

なお、経営の合理化、施設の近代化を図るための同和中小企業経営安定資金については、昭和53年までに877件の貸付を行ってきたが、多額の延滞債権の発生により昭和53年11月融資を中断し、平成9年度に制度を廃止した。この延滞債権の解消に当たっては、関係者が一体となった取組が必要である。

さらに、協同組合方式による事業の高度化を図るため構造改善等高度化事業を設け5組合に対し貸付を行ってきたが、その目的が十分達成されていない一方、多額の延滞債権が残っている。

〈職業の安定〉

就職機会の拡大を図るため、きめ細かな職業相談・巡回相談を行う職業相談員の配置、新規学卒者就職支度金の支給等を実施してきた。

また、職業に必要な知識及び技能を習得させるため、自動車委託訓練事業や職業訓練受講資金等貸付事業、専修学校技能修得奨学金貸付事業等を実施して、就職を支援してきた。

さらに、職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに適正な採用選考を行うことが必要であることから、従業員30人以上規模の県内の全事業所に対して、文書やリーフレットによる啓発活動を行うとともに、県内主要企業で構成する大分人権啓発商工連絡会が実施する研修等自主的な啓発活動に対して支援し、企業に対する啓発、指導を行ってきた。

今後は、公正採用選考人権啓発推進員への研修等、大分労働局等関係機関との連携を深めながら、企業に対して、公正な採用選考システムを確立すること及び職場内での差別事象の発生を防止することについて、啓発、指導していく。

〈教育の充実〉

同和教育は、社会の中に根強く残されている不合理な部落差別を中心とした、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間を育成することを目指し、昭和52年「大分県同和教育基本方針」を策定し、学校や地域の実態に即した推進体制及び同和教育実践の充実を図ってきた。

学校教育においては、同和教育推進教員等を中心として児童・生徒の学力の向上、進路指導に努めるとともに、進学奨励事業により高校・大学の進学率の

向上を図ってきた。

また、各種研修会を充実し教職員の資質向上を図り、学習教材や資料の活用、体験的参加型学習の導入を図るなどして体系的、効果的な同和教育実践の充実に努めるとともに、研究指定校、実践協力校、総合推進地域等の研究を通じて同和教育の一層の深化・充実に努めてきた。

しかしながら、依然として学校現場を中心に、差別発言や差別落書きなどの事象が発生しており、それらの解決を図るためには、当該校の主体的な取組はもちろんのこと、地域や他の学校との連携による取組が必要である。なお、外部団体との対応については、引き続き大分県教育委員会や市町村教育委員会等が当該校や研究団体と連携をとりながら行っていく。

昭和49年以来続けられてきた同和教育加配制度は平成13年度をもって廃止されたが、今後は同和教育をはじめとする様々な問題事象が後を絶たない現状や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下、「人権教育・啓発推進法」という。)等の趣旨を踏まえ、人権教育を幅広く推進していくために、すべての学校において、人権教育を推進していく人材が必要である。

社会教育においては、市町村同和教育推進体制の整備や同和教育行政担当者の育成に努めるとともに、社会同和教育指導員を配置し、公民館や集会所等における学級・講座に同和教育や人権に関する学習を位置付けたりして、県民の人権意識を高める活動の充実に努めてきた。

こうした中で、県民の同和教育に対する理解と認識は徐々に深まっているものの、今後は粘り強く人権教育・啓発を推進する。

家庭教育においては、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観等を育む上で極めて重要な役割を担っているが、家庭教育力の低下が指摘される中、今後は、保護者への学習機会の提供や、子育てに対する相談体制の整備等、家庭教育に対する支援の一層の充実に努める。

また、同和教育の研究と実践を目的とした全県的な同和教育研究団体の活動については、発展的に人権教育に再構築するために、引き続き適切な指導・助

言を行っていく。

教育の充実について、今後は、国際的な人権尊重の潮流や人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまでの同和教育の成果を踏まえ、人権教育へと発展的に再構築していくことが大切である。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、人権尊重社会確立に向けた教育・啓発を行っていく必要がある。

なお、「人権教育のための国連10年」大分県行動計画が終了する平成16年12月までに、人権教育推進の基本的事項を定めた「大分県人権教育基本方針」（仮称）を策定する。

〈県民啓発の推進〉

同和問題に関し、県においては、県民の理解と認識を深め、差別意識を根絶してその早期解決を図るためには、地域の生活に密着した啓発が必要であることから、講演会やテレビ放映等マスコミを活用した啓発を実施するとともに、市町村や全県的な広がりを持つ各種団体等に対する事業の充実を図ってきた。

特に、県下の市町村における取組を支援するため、昭和54年から「市町村同和問題啓発事業費補助制度」を実施してきたが、平成14年度からは「市町村連携人権啓発推進事業費補助制度」を新たに設けて広域的な連携での事業の展開を促している。

また、昭和63年度から市町村啓発担当職員を対象とした研修会などを実施し、市町村における研修リーダーを養成してきた。

さらに、最近では、より効果を高めるために参加型学習（ワークショップ）の導入や、スマイルネット（（財）人権教育啓発推進センターによる人権関係情報データベースサービス）の活用、さらには企業啓発の充実を図るため、企業・団体啓発リーダーの養成講座や企業・団体への講師派遣事業などの事業に積極的に取り組んでいる。

推進体制としても、県、市町村及び国等が一体となって、啓発活動を拡大・強化するため、昭和57年8月に「大分県同和問題啓発推進協議会」を設立し、

「差別をなくす運動月間」や「人権週間」における講演会、街頭啓発などの関連行事、身元調査追放キャンペーン、各種研修会、啓発資料の作成、マスコミを活用した広報活動など様々な啓発活動に取り組んできた。平成6年度には、この協議会に農林水産関係団体、経済団体、マスコミ等の参画を求め、推進体制を強化した。

また、平成12年12月制定の人権教育・啓発推進法で、県や市町村の人権教育・啓発に関する施策の策定・実施の責務及び県民についても人権が尊重される社会の実現への寄与に努めるべき責務が明確にされたことも受け、この協議会を平成14年5月に「大分県人権教育・啓発推進協議会」に改めるとともに、新たな啓発方針「今後の人権教育・啓発のあり方」を策定し、これまで以上に行政機関をはじめとした各団体が一体となって、県民啓発を推進していくこととした。

しかしながら、各市町村段階における啓発事業の取組状況及び住民への浸透度合いには較差がみられるほか、平成11年2月に実施した「人権問題に関する県民意識調査」によっても、「同和地区の人への差別意識の有無」に関する設問について、「差別意識を持つ人はもういない（9.4%）」と「ほとんどの人は差別意識を持っていない（27.5%）」との合計が36.9%であるのに対して、「中には差別意識を持つ人もいる（35.7%）」と「差別意識を持つ人はまだ多い（15.7%）」との合計が51.4%と上回っており、依然、課題となっている。

また、「自分の子どもと同和地区の人との結婚」について、平成3年に実施した調査に比べて「反対する」は全体で26.3ポイントの大幅な減少をみたものの、「反対するが、本人の意思を尊重する」が17.9%（前回37.4%）、「絶対に反対する」が3.5%（前回10.3%）となっており、依然として差別意識が根強く残っている。

一方、差別落書き、差別発言などの事象も発生している。

これらの差別を生み出す原因を根本的になくすため、県や市町村等の啓発に関する事業を一層充実すること、及び県民が自身の課題として同和問題を人権

問題という本質から捉えて解決に努力することが求められている。

(2) 今後の同和行政の推進について

平成14年3月末をもって国の特別対策の根拠となってきた特別措置法が失効したが、今後の本県の同和行政は、過去33年間にわたる特別措置法に基づき特別対策として実施した諸施策の成果等を踏まえ、分権の時代にふさわしい地域の実情と課題に対応したものとして推進していかなければならない。

特に、本県の同和行政の今後の基本的方向を考えるに当たっては、「同和対策審議会答申」（昭和40年8月11日）の基本精神及び「地域改善対策協議会意見具申」（平成8年5月17日）の次のような趣旨に沿う必要がある。

- ① 同和問題は多くの人の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。
- ② 昭和40年の同和対策審議会答申の精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。
- ③ 同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。
- ④ 同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。
- ⑤ 特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れがあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢

が求められる。

以上のような基本認識のもと、本県における今後の基本方針は、以下のとおりとする。

- (i) 同和問題は、基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢で、その解決に向けて積極的に取り組んでいく。
- (ii) 就労対策、産業の振興等の非物的事業については、地区の状況などを的確に把握し、必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け関係機関と連携を図りながら実施する。
- (iii) 教育・啓発については、人権教育・啓発推進法の理念に基づき、すべての県民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、一層の推進を図る。

県としては、県民一人ひとりの人権尊重の理念についての理解を深めようとする努力を促しつつ、かつ、広く県民の共感が得られるよう、事業の内容や手法について自ら創意工夫を凝らすとともに、国や市町村、学校・社会教育施設、企業・民間団体等とも連携を図って役割を明確にしながら、広域的な事業、先導的な事業や市町村では実施が困難な事業等を実施する。

また、市町村に対する助言・情報提供などにより、市町村の積極的な取組を支援する。

- (iv) 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組として、県及び市町村は、「人権教育のための国連10年」の行動計画を定め推進しているが、この計画が終了する平成16年12月末までに、その後の県の人権施策の基本的事項を定めた「大分県人権施策基本計画」(仮称)を策定するとともに、併せて当審議会も様々な人権課題について審議する組織へと改めること等を検討する。

なお、これまで県が行う個人施策の適用の可否を検討してきた大分県同和対策専門委員会は、事業の見直しにより廃止する。

(v) 人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本県における重要な課題の一つであり、今後も、同和行政は人権行政の原点であり重要な柱であると位置付けながら、平成10年12月の「人権尊重の大分県をめざす宣言」の理念及び平成11年12月に策定した新しい県長期総合計画「おおいた新世紀創造計画」に沿って積極的な施策を展開することによって、「人権文化の構築」と「共生社会の実現」を目指す。

国及び県の人権・同和对策の経緯

